

子発0112第1号
平成30年1月12日

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)において具体的に示しているところである。

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号。以下「改正法」という。)が、平成30年4月2日に施行されること等を踏まえ、今般、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。ただし、改正法の施行に伴う改正(第2章第4節、第3章第7節1、第4章第2節、第6節2(4)、(5)及び(6)並びに第10節、第5章、第7章第2節、第8章第11節及び第12節、第9章並びに別添15から20までの改正をいう。以下同じ。)については平成30年4月2日から適用する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体等に対し周知を図られたい。

なお、本通知のうち、改正法の施行に伴う改正については、最高裁判所事務総局から各下級裁判所に、周知される予定であることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表

新	旧
<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 児童相談所の任務、機能</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。</p> <p>ア 基本的機能</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 措置機能</p> <p>子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを<u>小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託し、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所させ、若しくは委託する等の機能（法第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童</u></p>	<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 児童相談所の任務、機能</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。</p> <p>ア 基本的機能</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 措置機能</p> <p>子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを<u>児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託する等の機能（法第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談</u></p>

新	旧
<p>相談所設置市の市長を含む。)の権限の委任)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 援助指針 (援助方針) の重要性</p> <p>1. 援助指針 (援助方針) の必要性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 援助の内容としては、自らが有している機能を活用する指導のほか、<u>里親等への委託又は児童福祉施設等への措置</u>、他の機関への送致、あっせん等があるが、いずれの場合においても子どもの最善の利益を踏まえた具体的援助指針 (援助方針) の作成は必要不可欠であり、また、それに基づき行われた援助の結果を追跡、確認し、援助指針 (援助方針) の検証や新たな指針 (方針) の作成を進めていく。</p> <p>在宅での援助を行う場合は、要保護児童対策地域協議会などを基盤に、市町村や関係機関と連携し、協働して見直しまでの期間に関する適切な援助 (支援) 計画と援助目標を立て、それを共有し、それぞれの機関の役割や援助目標を決め、見直しの会議の時期を設定する。また、家庭環境の変化等集約すべき情報を想定し、その情報を集約する機関を決め、危機状態になったときのシミュレーションを行っておく。</p> <p>保護者が必要な援助を拒否することにより子どもに適切な養育がなされない場合には、児童相談所として指導措置による枠組みを提示する。その際、具体的な指導や支援を市町村が行った方が良いと考えられる場</p>	<p>所設置市の市長を含む。)の権限の委任)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 援助指針 (援助方針) の重要性</p> <p>1. 援助指針 (援助方針) の必要性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 援助の内容としては、自らが有している機能を活用する指導のほか、<u>児童福祉施設等又は里親等への措置</u>、他の機関への送致、あっせん等があるが、いずれの場合においても子どもの最善の利益を踏まえた具体的援助指針 (援助方針) の作成は必要不可欠であり、また、それに基づき行われた援助の結果を追跡、確認し、援助指針 (援助方針) の検証や新たな指針 (方針) の作成を進めていく。</p> <p>在宅での援助を行う場合は、要保護児童対策地域協議会などを基盤に、市町村や関係機関と連携し、協働して見直しまでの期間に関する適切な援助 (支援) 計画と援助目標を立て、それを共有し、それぞれの機関の役割や援助目標を決め、見直しの会議の時期を設定する。また、家庭環境の変化等集約すべき情報を想定し、その情報を集約する機関を決め、危機状態になったときのシミュレーションを行っておく。</p> <p>保護者が必要な援助を拒否することにより子どもに適切な養育がなされない場合には、児童相談所として指導措置による枠組みを提示する。その際、具体的な指導や支援を市町村が行った方が良いと考えられる場</p>

新	旧
<p>合は、市町村に委託する。指導措置を行っても援助を受け入れない場合は、再評価のために一時保護を行う等により、子どもの権利を守る行動を積極的に起こす必要がある。</p> <p><u>里親等への委託又は児童福祉施設等への措置</u>をする場合には、子どもへの援助指針（援助方針（里親等への措置の場合は自立支援計画））と実親への援助指針（援助方針）を策定し、それに基づき行われた援助について定期的に検証を行い、必要に応じて、方針等の見直しを行うこと。保護者への援助指針（援助方針）は子どもと実親の関係性の再構築を目指すものであり、実親が在住する市町村やその関係機関と連携して指針（方針）を立てる必要がある。</p> <p>援助指針（援助方針）とは、子どもの最善の利益を追求するための指針（方針）であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するための具体的で実効性のある指針（方針）の策定が必要不可欠である。当該指針（方針）に基づき、支援を実施するからこそ、子どもの自立支援を効果的に推進することが可能となることに留意し、適切に対応すること。なお、援助指針（援助方針）は定期的（<u>3～4か月</u>に1回程度）に見直しを行うこと。</p> <p>(3) 援助指針（援助方針）は、児童相談所の果たす役割を明らかにするとともに、児童相談所と子ども、保護者、関係機関、<u>里親</u>、施設等をつなぐ橋渡しの役割を果たすものである。</p> <p>2. 援助指針（援助方針）を定める過程</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 上記の社会診断、医学診断、心理診断、行動診断、その他の診断がなされた段階で各分野の担当者が協議の結果、判定と援助指針（援助方針）</p>	<p>合は、市町村に委託する。指導措置を行っても援助を受け入れない場合は、再評価のために一時保護を行う等により、子どもの権利を守る行動を積極的に起こす必要がある。</p> <p><u>児童福祉施設等又は里親等への措置</u>をする場合には、子どもへの援助指針（援助方針（里親等への措置の場合は自立支援計画））と実親への援助指針（援助方針）を策定し、それに基づき行われた援助について定期的に検証を行い、必要に応じて、方針等の見直しを行うこと。保護者への援助指針（援助方針）は子どもと実親の関係性の再構築を目指すものであり、実親が在住する市町村やその関係機関と連携して指針（方針）を立てる必要がある。</p> <p>援助指針（援助方針）とは、子どもの最善の利益を追求するための指針（方針）であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するための具体的で実効性のある指針（方針）の策定が必要不可欠である。当該指針（方針）に基づき、支援を実施するからこそ、子どもの自立支援を効果的に推進することが可能となることに留意し、適切に対応すること。なお、援助指針（援助方針）は定期的（<u>3か月</u>に1回程度）に見直しを行うこと。</p> <p>(3) 援助指針（援助方針）は、児童相談所の果たす役割を明らかにするとともに、児童相談所と子ども、保護者、関係機関、施設等をつなぐ橋渡しの役割を果たすものである。</p> <p>2. 援助指針（援助方針）を定める過程</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 上記の社会診断、医学診断、心理診断、行動診断、その他の診断がなされた段階で各分野の担当者が協議の結果、判定と援助指針（援助方針）</p>

新	旧
<p>案を導き出す。なお、<u>里親等へ委託又は児童福祉施設等への措置</u>を行う場合には、判定会議において行い、援助指針（援助方針）案を<u>里親、施設職員等の関係者と十分に協議して策定する。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>3. 援助指針（援助方針）の内容</p> <p>(1) 援助指針（援助方針）には、次の内容を含める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 援助指針（援助方針）の検証と見直しの時期</p> <p>事例は常に変化するものであり、これに伴い援助における課題や援助の方法等も変化することから、援助指針（援助方針）は定期的に見直す必要がある（<u>3～4か月に1回程度</u>）。このため、次期検証の時期を明確にしておく。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) <u>里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合、及び児童委員指導、市町村指導や児童家庭支援センター指導等他機関や市町村に指導を委ねるか他機関と連携しながら指導を行う場合は、事前に当該事例における問題点や課題、児童相談所の考え方等を十分伝え、協働して援助指針（援助方針）を作成し、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助目標や援助指針（援助方針）について明確にし、関係する全ての機関がその援助指針（援助方針）を共有する。</u><u>里親等への委託や児童福祉施設等への措置をする際には、支援の進捗状況に応じ、保護者、子ども、家庭や地域のアセスメントに基づき、保護者や家庭支援の頻度・内容・支援を担う機関や人材の計画、その計画の評価方法、家庭復帰を目指して取り組む親子関係再構築支援に関する内容を盛り込み、この内容を実施した上で、家庭復帰については、子</u></p>	<p>案を導き出す。なお、<u>施設入所措置等</u>を行う場合には、判定会議において行い、援助指針（援助方針）案を施設職員等の関係者と十分に協議して策定する。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>3. 援助指針（援助方針）の内容</p> <p>(1) 援助指針（援助方針）には、次の内容を含める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 援助指針（援助方針）の検証と見直しの時期</p> <p>事例は常に変化するものであり、これに伴い援助における課題や援助の方法等も変化することから、援助指針（援助方針）は定期的に見直す必要がある（<u>3か月に1回程度</u>）。このため、次期検証の時期を明確にしておく。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉施設等又は里親等へ措置する場合、及び児童委員指導、市町村指導や児童家庭支援センター指導等他機関や市町村に指導を委ねるか他機関と連携しながら指導を行う場合は、事前に当該事例における問題点や課題、児童相談所の考え方等を十分伝え、協働して援助指針（援助方針）を作成し、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助目標や援助指針（援助方針）について明確にし、関係する全ての機関がその援助指針（援助方針）を共有する。</u>なお、この場合も上記アからカまでが援助指針（援助方針）に含まれていることを確認する。</p>

新	旧
<p><u>どもや家庭の状況等を踏まえて判断すること。</u>なお、この場合も上記アからカまでが援助指針（援助方針）に含まれていることを確認する。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 立てられた援助指針（<u>援助方針</u>）については、必ず、子ども及び保護者に説明し、理解を促し、可能な限り同意を得て、それを記載しておく。その際、子どもの年齢に応じて理解できるように説明することが必要である。虐待をした保護者など、保護者の中には説明すら聞こうとしない者もいるが、その場合でも説明を聞く機会を提供することが必要である。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>4. 援助指針（援助方針）の実行及び再検討</p> <p>(1) <u>里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合、児童相談所は、援助指針（援助方針）に基づき、事前に里親等又は児童福祉施設等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。</u></p> <p>(2) その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針（援助方針）については、<u>里親等又は児童福祉施設等の意見も踏まえながら、一定の期間（3～4か月に1回程度）</u>において再検討を加えることとし、<u>その際、施設入所中の子どもについては、個々の状況に応じて、里親委託や養子縁組を検討するなど家庭養護への移行に向けた最大限の努力を行うこと。特に、乳幼児は、安定した家族の関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であることから、数か月以内には家庭養護へ移行できるよう検討すること。また、援助指針（援助方針）の見直しに当たっては、子ども及びその保護者の意向を聴取するなど、これらの者の参加を得て再検討を加えていくことが望ましい。</u></p>	<p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 立てられた援助指針（<u>方針</u>）については、必ず、子ども及び保護者に説明し、理解を促し、可能な限り同意を得て、それを記載しておく。その際、子どもの年齢に応じて理解できるように説明することが必要である。虐待をした保護者など、保護者の中には説明すら聞こうとしない者もいるが、その場合でも説明を聞く機会を提供することが必要である。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>4. 援助指針（援助方針）の実行及び再検討</p> <p>(1) <u>児童福祉施設等又は里親等に措置する場合、児童相談所は、援助方針（援助方針）に基づき、事前に児童福祉施設等又は里親等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。</u></p> <p>(2) その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針（援助方針）については、<u>児童福祉施設等又は里親等の意見も踏まえながら、一定の期間において再検討を加えていく。</u>その際、子ども及びその保護者の意向を聴取するなど、これらの者の参加を得て再検討を加えていくことが望ましい。</p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 各部門の業務分担</p> <p>児童相談所の業務は各部門によるチームワークを原則とするので、その構成単位部門の単独責任によって対応しうるものはほとんどないが、業務手続上、主として各部門がいかなる業務を担当するものであるかをA級の場合の例を示すと以下のとおりである。</p> <p>なお、児童相談所において児童福祉施設に入所している子ども等に係る費用徴収等の事務を行う場合には、相談援助活動の円滑な実施に十分配慮する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 相談・指導部門の業務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>各職員の主な職務内容はおおむね以下のとおりである。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 各部門の業務分担</p> <p>児童相談所の業務は各部門によるチームワークを原則とするので、その構成単位部門の単独責任によって対応しうるものはほとんどないが、業務手続上、主として各部門がいかなる業務を担当するものであるかをA級の場合の例を示すと以下のとおりである。</p> <p>なお、児童相談所において児童福祉施設に入所している子ども等に係る費用徴収等の事務を行う場合には、相談援助活動の円滑な実施に十分配慮する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 相談・指導部門の業務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>児童福祉施設等又は里親等に措置した後の家庭指導等</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>各職員の主な職務内容はおおむね以下のとおりである。</p>

新	旧
<p>1～16 (略)</p> <p>17. 弁護士</p> <p>法第 28 条の<u>措置、親権喪失又は停止の審判</u>や法第 33 条第 5 項の<u>引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続</u>や、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと</p> <p>18～28 (略)</p> <p>第 5 節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成 16 年児童福祉法改正法により平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、</p> <p>② 一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた。</p> <p>さらに、平成 28 年児童福祉法等改正法により、社会福祉主事から任用する場合については、厚生労働大臣が定める講習会（以下「<u>任用前講習会</u>」という。）の課程を修了することが要件とされた。（法第 13 条第 3 項第 5 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 職員の研修等</p>	<p>1～16 (略)</p> <p>17. 弁護士</p> <p>法第 28 条の<u>措置</u>や親権喪失又は停止の審判の申立て等の<u>手続</u>きや、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと</p> <p>18～28 (略)</p> <p>第 5 節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成 16 年児童福祉法改正法により平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、</p> <p>② 一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた。</p> <p>さらに、平成 28 年児童福祉法等改正法により、社会福祉主事から任用する場合については、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了することが要件とされた。（法第 13 条第 3 項第 5 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 職員の研修等</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「<u>任用後研修</u>」という。）を受けなければならない。また、児童福祉司スーパーバイザーについては、指導及び教育（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講するものとする。（法第13条第8項、平成29年厚生労働省告示第131号）</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>なお、任用前講習会、任用後研修及びスーパーバイザー研修の受講により到達しなければならない目標は参考1、2及び3のとおりである。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。また、児童福祉司スーパーバイザーについては、指導及び教育（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講するものとする。（法第13条第8項、平成29年厚生労働省告示第131号）</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 相談援助活動の原則</p> <p>児童相談所における相談援助活動の展開は第1章第2節図-1に示すとおりである。この中で特に留意すべき原則は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 問題の内容、性格によっては<u>里親等、施設関係者や関係機関の担当者、保護者等</u>も含めた調整を柔軟に行っていく。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>児童相談所が相談援助活動を行うに当たり、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要がある、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。</u></p> <p>(7) <u>里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を行った場合において</u></p>	<p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 相談援助活動の原則</p> <p>児童相談所における相談援助活動の展開は第1章第2節図-1に示すとおりである。この中で特に留意すべき原則は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 問題の内容、性格によっては<u>施設関係者や関係機関の担当者、保護者等</u>も含めた調整を柔軟に行っていく。</p> <p>(5) (略)</p>

新	旧
<p><u>も、家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援のため、市町村など地域の関係機関との連携や人材育成に協力するなどの体制強化を図ること。あわせて管外の児童相談所や民間養子縁組機関との連携を含め、養親の確保などに継続的に取り組むこと。</u></p> <p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 管轄</p> <p>児童相談所は則第5条の2に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>里親等に委託している場合及び児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所等している場合には</u>、保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10. 相談受付の方法</p> <p>相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。妊娠等について悩みを抱える相談者からの相談等で、相談者が匿名を希望した場合であっても、相談に十分応じ、初回相談では詳細な情報が得られなかったとしても、次回の相談に繋がるよ</p>	<p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 管轄</p> <p>児童相談所は則第5条の2に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所等している場合及び里親等に委託している場合には</u>、保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10. 相談受付の方法</p> <p>相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。妊娠等について悩みを抱える相談者からの相談等で、相談者が匿名を希望した場合であっても、相談に十分応じ、初回相談では詳細な情報が得られなかったとしても、次回の相談に繋がるよ</p>

新	旧
<p>う上記のような丁寧な対応を心掛ける。</p> <p>なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。</p> <p>虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。</p> <p>市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。</p> <p>また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条において行政機関は「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善</p>	<p>う上記のような丁寧な対応を心掛ける。</p> <p>なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。</p> <p>虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。</p> <p>市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。</p> <p>また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条において行政機関は「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善</p>

新	旧
<p>及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされているところ、相談の受付に関しては、障害者（児）の方が通告・相談を行うことができるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 意見書、届出書等による場合</p> <p>通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。</p> <p>① <u>里親等、児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書</u></p> <p>② <u>里親等、児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長からの養育状況報告</u></p> <p>③～⑨ (略)</p> <p><u>11・12</u> (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 判定</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 判定の方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 以下の事例については、原則として判定会議により行う。</p> <p>① <u>里親等、指定発達支援医療機関への委託措置及び児童福祉施設への入所措置を要する事例</u></p>	<p>及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされているところ、相談の受付に関しては、障害者（児）の方が通告・相談を行うことができるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 意見書、届出書等による場合</p> <p>通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。</p> <p>① <u>児童福祉施設の長、指定発達支援医療機関の長又は里親等からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書</u></p> <p>② <u>児童福祉施設の長、指定発達支援医療機関の長又は里親等からの養育状況報告</u></p> <p>③～⑨ (略)</p> <p><u>10・11</u> (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 判定</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 判定の方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 以下の事例については、原則として判定会議により行う。</p> <p>① <u>児童福祉施設への入所措置及び里親、指定発達支援医療機関への委託措置を要する事例</u></p>

新	旧
<p>② 措置による指導及び継続指導を必要とする事例</p> <p>③ 現に①又は②の援助を行っている事例の援助指針（援助方針）を再検討する場合</p> <p>④ その他必要と認められる事例</p>	<p>② 措置による指導及び継続指導を必要とする事例</p> <p>③ 現に①又は②の援助を行っている事例の援助指針（援助方針）を再検討する場合</p> <p>④ その他必要と認められる事例</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>第6節（略）</p>	<p>第6節（略）</p>
<p>第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取</p>	<p>第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取</p>
<p>1 趣旨</p>	<p>1 趣旨</p>
<p>(1) 法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）</p>	<p>(1) 法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号<u>ただし書き</u>の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）</p>
<p>この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）</p>	<p>この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）</p>
<p>なお、<u>法第28条第4項、第6項又は第7項</u>の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、法第27条第1項第2号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。</p>	<p>なお、<u>法第28条第6項</u>の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、法第27条第1項第2号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。</p>
	<p><u>また、このほか、法第33条第5項の規定に基づき、親権者等の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。この手続等については、第5章第2節</u></p>

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例について</p> <p>(1) 次の2つの要件のいずれかに合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。(令第32条)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>都道府県知事</u>が必要と認めるとき</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>都道府県知事</u>が必要と認める場合とは、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等である。具体的な例としては下記のものと考えられるが、これらの例のほか、特に、虐待相談や施設での援助等に係る子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例については、より客観的な判断が求められることから、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることが望ましい。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第4章 援助</p>	<p><u>「一時保護所入所の手続き」を参照されたい。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例について</p> <p>(1) 次の2つの要件のいずれかに合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。(令第32条)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>児童相談所長</u>が必要と認めるとき</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>児童相談所長</u>が必要と認める場合とは、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等である。具体的な例としては下記のものと考えられるが、これらの例のほか、特に、虐待相談や施設での援助等に係る子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例については、より客観的な判断が求められることから、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることが望ましい。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第4章 援助</p>

新	旧
<p>第1節 援助の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第2条（児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、<u>行政不服審査法第82条第1項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てをしたい旨の申出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない。</u>行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>法第27条第1項第3号に基づき、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合において、子どもの自立支援計画を策定する際には、里親や入所施設と十分に協議を行うとともに、事前に子どもや保護者等に対して計画の内容を十分に説明すること。</u></p> <p><u>なお、児童相談所と協力の上、里親等や児童福祉施設等が策定・実行する自立支援計画については、児童相談所が、一定の期間において（3～4か月に1回程度）モニタリングを行い、援助指針（援助方針）とあわせて見直しをすること。</u></p>	<p>第1節 援助の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第2条（児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、<u>行政不服審査法第82条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。</u>行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>第2節 在宅指導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 措置による指導</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>第2節 在宅指導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 措置による指導</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

新	旧
<p>(8) 保護者等に対する指導について</p> <p>ア 法第 27 条第 1 項第 3 号の措置により<u>里親等に委託されている又は施設に入所している子ども等の保護者</u>に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に加え、児童虐待防止法第 11 条の規定により、法第 27 条第 1 項第 2 号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。</p> <p>保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。</p> <p>イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。</p> <p>なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。</p> <p>また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、子どもの心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第 11 条第 3 項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合におい</p>	<p>(8) 保護者等に対する指導について</p> <p>ア 法第 27 条第 1 項第 3 号の措置により施設に入所している子ども等の保護者に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に加え、児童虐待防止法第 11 条の規定により、法第 27 条第 1 項第 2 号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。</p> <p>保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。</p> <p>イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。</p> <p>なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。</p> <p>また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、子どもの心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第 11 条第 3 項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合におい</p>

新	旧
<p>て必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第 28 条第 1 項の強制措置（<u>里親委託・入所</u>）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。</p> <p>さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第 11 条第 3 項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する子どもに対し親権を行わせることが著しく当該子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第 33 条の 7 の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされた。</p> <p>なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。</p> <p>ウ 都道府県等から法第 28 条の規定による措置に関する承認の申立てがあった場合、家庭裁判所は、都道府県等に対し、期限を定めて、<u>当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること</u>、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができることとされており、家庭裁判所からこうした求め等があった場合には、迅速かつ適切な審判に向けて協力すべきである。</p> <p>また、家庭裁判所は、法第 28 条の規定による措置に関する承認の<u>申立てに対する承認</u>の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者<u>に対する指導措置</u>を採ることが相当であると認めるときは、<u>都道府県等</u>に対し、当該指導措置</p>	<p>て必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第 28 条第 1 項の強制措置（<u>入所・里親委託</u>）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。</p> <p>さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第 11 条第 3 項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する子どもに対し親権を行わせることが著しく当該子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第 33 条の 7 の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされた。</p> <p>なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。</p> <p>ウ 都道府県等から法第 28 条の規定による措置に関する承認の申立てがあった場合、家庭裁判所は、都道府県等に対し、期限を定めて、<u>その申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができることとされており、家庭裁判所からこうした求めがあった場合には、迅速かつ適切な審判に向けて協力すべきである。</u></p> <p>また、家庭裁判所は、法第 28 条の規定による措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者<u>に対し指導措置</u>を採ることが相当であると認めるときは、<u>当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県等に</u></p>

新	旧
<p><u>を採るよう勧告することができることとされており、また、法第28条第4項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであって、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができることとされており、家庭裁判所からこうした勧告が行われた場合には、これを踏まえて保護者指導を行うことが必要である。</u></p> <p>こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べるのが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 里親 1～4 (略)</p> <p>5. 子どもの委託 (1) 里親の選定</p> <p>ア 里親に子どもを委託する場合には、子どもの最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要である。また、その子どもがこれまで育んでき</p>	<p>勧告することができることとされており、家庭裁判所からこうした勧告が行われた場合には、これを踏まえて保護者指導を行うことが必要である。</p> <p>こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べるのが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 里親 1～4 (略)</p> <p>5. 子どもの委託 (1) 里親の選定</p> <p>ア 里親に子どもを委託する場合には、子どもの最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要である。また、その子どもがこれまで育んでき</p>

新	旧
<p>た<u>人的関係</u>や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 里親に子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は<u>第2号ただし書</u>の規定による措置を採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない(令第32条)が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7. 里親の支援等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期的な訪問</p> <p>里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託された子どもの担当者も定期的に訪問すること。</p> <p>この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託された子どもの担当者に加え、里親支援事業の里親等相談支援員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。</p>	<p>た<u>人間関係</u>や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 里親に子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は<u>2号ただし書き</u>の規定により採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない(令第32条)が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7. 里親の支援等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期的な訪問</p> <p>里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託された子どもの担当者も定期的に訪問すること。</p> <p>この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託された子どもの担当者に加え、里親支援事業の里親等相談支援員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。</p>

新	旧
<p>上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、子どもを委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問するほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問することとし、<u>子どもの状況を踏まえ、3～4か月に1回程度、援助指針（援助方針）や自立支援計画の見直しを行うこと。</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>8～11（略）</p> <p>第5節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</p> <p>1（略）</p> <p>2. 子どもの委託</p> <p>(1) ファミリーホームの選定</p> <p>ア（略）</p> <p>イ ファミリーホームに子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定による措置を採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その<u>手続等</u>については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>ウ（略）</p>	<p>上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、子どもを委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問する<u>こととし、そのほか</u>、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問すること。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>8～11（略）</p> <p>第5節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</p> <p>1（略）</p> <p>2. 子どもの委託</p> <p>(1) ファミリーホームの選定</p> <p>ア（略）</p> <p>イ ファミリーホームに子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は<u>2号ただし書き</u>の規定による措置を採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その<u>手続き等</u>については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>ウ（略）</p>

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護者や子どもへの説明等 委託時の保護者及び子どもに対する説明等については、<u>第4節</u>の5. (3)から<u>(7)</u>までを、児童相談所長の権限及び養育者による監護については、<u>第4節</u>の9. を、里親を養育者と読み替えて参照されたい。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託</p> <p>1. 措置の決定等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 施設入所措置等について、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法27条第3項、法27条の2第1項、第28条第1項第1号又は<u>第2号</u>ただし書の規定により採るものを除き、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その<u>手続等</u>については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>(7) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、児童相談所は措置決定通知書（措置内容及び理由を明確に示すこと）に添えて、子どもの援助に参考となる次の<u>①～⑩</u>に掲げる資料を子どもを入所又は委託させる児童福祉施設等の長に送付する。また、必要に応じ事例担当者が施設に向き、事例の内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。</p> <p>(図－4)</p> <p>なお、これらの資料は、子どもが施設において安定した生活を送るための援助に必要であるばかりか、家庭復帰に向けた取組や自立支援に必要なとなる基礎資料であることから、できる限り綿密なものであることは</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護者や子どもへの説明等 委託時の保護者及び子どもに対する説明等については、<u>第3節</u>の5. (3)から<u>(6)</u>までを、児童相談所長の権限及び養育者による監護については、<u>第3節</u>の9. を、里親を養育者と読み替えて参照されたい。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託</p> <p>1. 措置の決定等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 施設入所措置等について、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法27条第3項、法27条の2第1項、第28条第1項第1号又は<u>2号</u>ただし書の規定により採るものを除き、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その<u>手続き等</u>については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>(7) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、児童相談所は措置決定通知書（措置内容及び理由を明確に示すこと）に添えて、子どもの援助に参考となる次の<u>①～⑨</u>に掲げる資料を子どもを入所又は委託させる児童福祉施設等の長に送付する。また、必要に応じ事例担当者が施設に向き、事例の内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。</p> <p>(図－4)</p> <p>なお、これらの資料は、子どもが施設において安定した生活を送るための援助に必要であるばかりか、家庭復帰に向けた取組や自立支援に必要なとなる基礎資料であることから、できる限り綿密なものであることは</p>

新	旧
<p>言うまでもない。</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>⑦ 地域環境（保育所、学校<u>など</u>の状況）</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>また、入所又は委託後に児童福祉施設等において必要となった情報については、追加調査なども含めてできる限り対応する。</p> <p>(8) 児童相談所は、自立支援計画を策定・見直しをするに当たり、<u>児童福祉施設等との十分な協議を行い、必要な協力を行うとともに、児童福祉施設等が策定・見直しを行った自立支援計画について承認する</u>手続を行う。</p> <p>(9)～(11)（略）</p> <p>2. 入所又は委託中の援助</p> <p>(1) 児童福祉施設等への措置後の継続的援助</p> <p>里親への委託と同様に、いわゆる移行期において、児童相談所や関係機関などは、委託後も関係者からの適切な援助を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のないやさしい移行のための援助が必要である。</p> <p>子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に引き継ぎ、児童相談所をはじめ関係機関によって援助をつなげていくことが重要である。</p> <p>児童相談所は、子どもを児童福祉施設等に措置後も、その施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行う。この一連の仕組みを図－4に示す。</p> <p>児童相談所は、法第30条の2に基づき定期的に児童福祉施設に入所し</p>	<p>言うまでもない。</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>⑦ 地域環境（保育所、学校の状況）</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>また、入所又は委託後に児童福祉施設等において必要となった情報については、追加調査なども含めてできる限り対応する。</p> <p>(8) 児童相談所は、<u>児童福祉施設が</u>自立支援計画を策定・見直しをするに当たり、十分な<u>協議をし</u>、必要な協力を行うとともに、自立支援計画について承認する手続を行う。</p> <p>(9)～(11)（略）</p> <p>2. 入所又は委託中の援助</p> <p>(1) 児童福祉施設等への措置後の継続的援助</p> <p>里親への委託と同様に、いわゆる移行期において、児童相談所や関係機関などは、委託後も関係者からの適切な援助を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のないやさしい移行のための援助が必要である。</p> <p>子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に引き継ぎ、児童相談所をはじめ関係機関によって援助をつなげていくことが重要である。</p> <p>児童相談所は、子どもを児童福祉施設等に措置後も、その施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行う。この一連の仕組みを図－4に示す。</p> <p>児童相談所は、法第30条の2に基づき定期的に児童福祉施設に入所し</p>

新	旧
<p>ている子どもの養育に関する報告を施設（指定発達支援医療機関を含む。）から徴し、必要に応じ子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。</p> <p>なお、施設訪問の際には、極力子どもと面接する時間をとり、子どもの意向を把握する等、効果的な訪問に心がける。</p> <p>子どもの養育に関する報告の回数は、全般的報告に関しては年2回程度、特別な問題を有する子どもに関しては、必要に応じてその回数を決めることが適当である。</p> <p><u>その他必要に応じて訪問する等により、入所中の子どもの状況を把握し、3～4か月に1回程度、援助指針（援助方針）や自立支援計画の見直しを行うこと。</u></p> <p>特に、専門的な支援が必要な子どもの援助に当たっては、児童福祉施設その他の機関との連携が不可欠であり、子どもの援助を検討する施設の会議に児童相談所職員が参加することや、心理・精神医学的治療が必要な子どもについては、施設を訪問する、児童相談所に通所させる等、専門的見地からの指導・助言に努める。</p> <p>入所中の子どもの相談については、その訴えを傾聴するとともに、受容的・非審判的態度で臨む。子どもの訴えの内容が児童福祉施設等に対する苦情や不満等に関するものである場合、必要に応じ本庁児童福祉主管課と連携を図りながら、児童福祉施設等の職員等からも事情を聴くなど、客観的事実の把握に努めるとともに、子どもの適切な援助を確保する観点から必要と認める場合は、児童福祉施設等に対し必要な助言、指導、指示等を行う。また、権利侵害性が高いと判断される相談についてその援助を決定する場合は、援助の決定の客観性を一層確保する観点か</p>	<p>ている子どもの養育に関する報告を施設（指定発達支援医療機関を含む。）から徴し、必要に応じ子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。</p> <p>なお、施設訪問の際には、極力子どもと面接する時間をとり、子どもの意向を把握する等、効果的な訪問に心がける。</p> <p>子どもの養育に関する報告の回数は、全般的報告に関しては年2回程度、特別な問題を有する子どもに関しては、必要に応じてその回数を決めることが適当である。</p> <p>特に、専門的な支援が必要な子どもの援助に当たっては、児童福祉施設その他の機関との連携が不可欠であり、子どもの援助を検討する施設の会議に児童相談所職員が参加することや、心理・精神医学的治療が必要な子どもについては、施設を訪問する、児童相談所に通所させる等、専門的見地からの指導・助言に努める。</p> <p>入所中の子どもの相談については、その訴えを傾聴するとともに、受容的・非審判的態度で臨む。子どもの訴えの内容が児童福祉施設等に対する苦情や不満等に関するものである場合、必要に応じ本庁児童福祉主管課と連携を図りながら、児童福祉施設等の職員等からも事情を聴くなど、客観的事実の把握に努めるとともに、子どもの適切な援助を確保する観点から必要と認める場合は、児童福祉施設等に対し必要な助言、指導、指示等を行う。また、権利侵害性が高いと判断される相談についてその援助を決定する場合は、援助の決定の客観性を一層確保する観点か</p>

新	旧
<p>ら<u>都道府県等の児童福祉審議会</u>の意見を聴取することが望ましい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 施設入所中の施設長による監護</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 親権者等のある子どもの場合</p> <p>(ア) 施設長による監護措置と親権者等との関係</p> <p>施設長による監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために行う必要な措置について親権者等はこれを不当に妨げてはならないとされている(法第47条第4項)。この規定に基づき、施設長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。</p> <p>この不当に妨げる行為の考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」(平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参照されたい。</p> <p>また、施設長が判断に迷う場合には、児童相談所が相談に応じることとし、児童相談所は、必要に応じ<u>都道府県等の児童福祉審議会</u>の意見を聴いた上で、施設長に対し助言、指導を行う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 子どもの生命又は身体の安全を確保するための緊急措置に係る報告</p> <p>施設長は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、必要な措置を採った場合には、措置の内容について、入所措置を行った<u>都道府県知事等</u>あてに報告することとされている</p>	<p>ら<u>都道府県児童福祉審議会</u>の意見を聴取することが望ましい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 施設入所中の施設長による監護</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 親権者等のある子どもの場合</p> <p>(ア) 施設長による監護措置と親権者等との関係</p> <p>施設長による監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために行う必要な措置について親権者等はこれを不当に妨げてはならないとされている(法第47条第4項)。この規定に基づき、施設長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。</p> <p>この不当に妨げる行為の考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」(平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参照されたい。</p> <p>また、施設長が判断に迷う場合には、児童相談所が相談に応じることとし、児童相談所は、必要に応じ<u>都道府県児童福祉審議会</u>の意見を聴いた上で、施設長に対し助言、指導を行う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 子どもの生命又は身体の安全を確保するための緊急措置に係る報告</p> <p>施設長は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、必要な措置を採った場合には、措置の内容について、入所措置を行った<u>都道府県知事</u>あてに報告することとされている(別</p>

新	旧
<p>(別添6参照)。</p> <p>この報告は、親権者等の意に反した場合のみならず、親権者等の意に沿った措置がなされた場合にも行う必要がある。</p> <p><u>この報告を受けた児童相談所は、その妥当性について検討し、必要に応じて施設長に対し助言、指導等を行う。</u></p> <p>エ 施設長と親権者等との調整</p> <p>施設長は、上記のとおり、子どもの福祉のための措置をとることができ、親権者等がこれを不当に妨げることはできないが、施設長と親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たる。児童相談所は、<u>子どもの最善の利益を確保する観点から施設長及び親権者等の双方の主張の妥当性を検討し、施設長の措置が妥当である場合には、親権者等に対し措置の妥当性について説明し、理解を得られるよう努める。</u>その際、児童相談所は、必要に応じて<u>都道府県等の児童福祉審議会</u>の意見を聴いた上で、調整を行う。</p> <p>(4) 面会・通信の制限</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等</p> <p>ア 面会・通信制限の位置付け</p> <p>児童虐待防止法上、児童相談所長、施設長のいずれもが面会・通信を制限することができるが、当該制限は行政処分に該当すると考えられることから、行政手続法等の対象となるものである。面会・通信制限については、児童虐待防止法第12条に基づく行政処分としての<u>位置付け</u>を持たず「指導」として行うものもあり得ることから、行政処分又は指導のどちらの位置付けで行うべきかについて実情に応じて判断し、対応する。</p>	<p>添6参照)。</p> <p>この報告は、親権者等の意に反した場合のみならず、親権者等の意に沿った措置がなされた場合にも行う必要がある。</p> <p><u>報告を受けた児童相談所は、その妥当性について検討し、必要に応じて施設長に対し助言、指導等を行う。</u></p> <p>エ 施設長と親権者等との調整</p> <p>施設長は、上記のとおり、子どもの福祉のための措置をとることができ、親権者等がこれを不当に妨げることはできないが、施設長と親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たる。児童相談所は、施設長及び親権者等の双方の主張の妥当性を検討し、施設長の措置が妥当である場合には、親権者等に対し措置の妥当性について説明し、理解を得られるよう努める。その際、児童相談所は、必要に応じて<u>都道府県児童福祉審議会</u>の意見を聴いた上で、調整を行う。</p> <p>(4) 面会・通信の制限</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等</p> <p>ア 面会・通信制限の位置付け</p> <p>児童虐待防止法上、児童相談所長、施設長のいずれもが面会・通信を制限することができるが、当該制限は行政処分に該当すると考えられることから、行政手続法等の対象となるものである。面会・通信制限については、児童虐待防止法第12条に基づく行政処分としての<u>位置づけ</u>を持たず「指導」として行うものもあり得ることから、行政処分又は指導のどちらの位置付けで行うべきかについて実状に応じて判断し、対応する。</p>

新	旧
<p>イ 制限の方法</p> <p>行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第 14 条、第 29 条第 1 項及び第 30 条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第 13 条第 2 項第 1 号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。</p> <p>なお、児童虐待防止法第 12 条の 4 による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。</p> <p>施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第 12 条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること ・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第 12 条の 4 第 1 項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること <p>等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。</p> <p>しかしながら、子どもが施設に保護されている場合であって、夜間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設</p>	<p>イ 制限の方法</p> <p>行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第 14 条、第 29 条第 1 項及び第 30 条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第 13 条第 2 項第 1 号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。</p> <p>なお、<u>強制入所等（法第 28 条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）の事案であって</u>、児童虐待防止法第 12 条の 4 による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。</p> <p>施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第 12 条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること ・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第 12 条の 4 第 1 項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること <p>等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。</p> <p>しかしながら、子どもが施設に保護されている場合であって、夜間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設</p>

新	旧
<p> 定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。 </p> <p> 施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があるれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。 </p> <p> 児童相談所長は、施設に<u>入所等</u>している子どもに係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親等と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととするとともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親等に連絡する。 </p> <p> また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。 </p> <p> ウ（略） </p> <p> ④（略） </p> <p> ⑤ 子どもの住所又は居所の非開示 <u>強制入所等（法第28条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）</u>が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護 </p>	<p> 定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。 </p> <p> 施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があるれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。 </p> <p> 児童相談所長は、施設に<u>入所</u>している子どもに係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親等と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととするともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親等に連絡する。 </p> <p> また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。 </p> <p> ウ（略） </p> <p> ④（略） </p> <p> ⑤ 子どもの住所又は居所の非開示 強制入所等が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び </p>

新	旧
<p>者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。</p> <p>非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分理由等を必ず記録する。</p> <p>(5) 接近禁止命令</p> <p><u>平成 29 年 6 月 21 日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 69 号。以下「平成 29 年児童福祉法等改正法」という。)</u>により、<u>強制入所等の措置を行った場合に加え、都道府県知事等又は児童相談所長は、同意のもとでの施設入所等の措置が採られた場合又は一時保護が行われた場合についても、面会・通信の全部が制限されており、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できることとされた。</u></p> <p>保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第 18 条の規定により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処するとされている。</p> <p>① 接近禁止命令の要件</p> <p>次のいずれにも該当することが要件とされている。</p> <p>ア <u>施設入所等の措置が採られていること又は一時保護が行われていること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると認められること。</p>	<p>児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。</p> <p>非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分理由等を必ず記録する。</p> <p>(5) 接近禁止命令</p> <p>都道府県知事等は、<u>子どもに強制入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。</u></p> <p><u>また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第 18 条の規定により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処するとされている。</u></p> <p>① 接近禁止命令の要件</p> <p>次のいずれにも該当することが要件とされている。</p> <p>ア <u>強制入所等が採られていること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると認められること。</p>

新	旧
<p>② 聴聞手続</p> <p>接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第 12 条の 4 第 3 項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。</p> <p>聴聞は、都道府県知事等又は児童相談所長が、行政手続法第 3 章第 2 節の規定に従って行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。</p> <p>③ 接近禁止命令の手法等</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 命令書の記載事項、様式</p> <p>命令書には、次の事項を記載する（別添 10 参照）。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 命令の内容</p> <p>児童虐待防止法第 12 条の 4 に基づく当該命令の内容として、都道府県知事等又は児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、アのつきまとい又ははいかいをしてはならない旨を命じること。</p>	<p>なお、一時保護又は同意入所等（施設入所等の措置であって、法第 28 条の規定によるものを除く。以下同じ。）の場合においては、<u>面会・通信制限を適切に行うことが必要であるが、同意入所の場合に、保護者に子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引き渡しを求め、面会・通信制限に従わない等の状況があるときには、後述する本項(6)「同意入所の場合の一時保護等」のとおり、児童虐待防止法第 12 条の 2 の規定に即して一時保護を行い、強制入所等の措置に切り替えた上で、接近禁止命令を発することができることに留意すること。</u></p> <p>② 聴聞手続</p> <p>接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第 12 条の 4 第 3 項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。</p> <p>聴聞は、都道府県知事等が、行政手続法第 3 章第 2 節の規定に従って行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。</p> <p>③ 接近禁止命令の手法等</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 命令書の記載事項、様式</p> <p>命令書には、次の事項を記載する（別添 10 参照）。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 命令の内容</p> <p>児童虐待防止法第 12 条の 4 に基づく当該命令の内容として、都道府県知事等が特に必要と認める場合を除き、アのつきまとい又ははいかいをしてはならない旨を命じること。</p>

新	旧
<p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>④ 接近禁止命令の効力を失う場合 接近禁止命令の要件たる<u>施設入所等の措置又は一時保護</u>が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、児童虐待防止法第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携 ア・イ (略) ウ <u>都道府県等</u>をまたぐ場合の措置 施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する<u>都道府県等</u>と異なる<u>都道府県等</u>内に子どもを保護する際には、子どもの住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。）に報告し、同主管課は子どもの住所又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、子ども及び保護者の氏名等について連絡する。 また、連絡を受けた子どもの住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、子どもの住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。 また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に子どもが入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携に</p>	<p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>④ 接近禁止命令の効力を失う場合 接近禁止命令の要件たる<u>強制入所等の措置</u>が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、児童虐待防止法第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携 ア・イ (略) ウ <u>都道府県</u>をまたぐ場合の措置 施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する<u>都道府県</u>と異なる<u>都道府県内</u>に子どもを保護する際には、子どもの住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。）に報告し、同主管課は子どもの住所又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、子ども及び保護者の氏名等について連絡する。 また、連絡を受けた子どもの住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、子どもの住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。 また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に子どもが入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携に</p>

新	旧
<p>ついて協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。</p> <p>エ（略）</p> <p>(6) 同意入所等の場合の一時保護等</p> <p>児童虐待防止法第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第 28 条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。</p> <p>児童虐待防止法第 12 条の 3 の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第 12 条の 2 と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。</p>	<p>ついて協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。</p> <p>エ（略）</p> <p>(6) 同意入所等の場合の一時保護等</p> <p>児童虐待防止法第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第 28 条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。</p> <p>児童虐待防止法第 12 条の 3 の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第 12 条の 2 と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。</p> <p><u>なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第 12 条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第 28 条第 1 項の規定に基づく承認に関する審判を申し立て、かつ、児童虐待防止法第 12 条第 1 項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、子どもの保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 239 条の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、又は子どもの住所若しくは</u></p>

新	旧
<p>3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。</p> <p>児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条第1項）。</p> <p>なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参考とされたい。</p>	<p><u>居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。</u></p> <p>3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。</p> <p>児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条第1項）。</p> <p>なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参考とされたい。</p>

新	旧
<p>ウ 措置の解除等について、子ども<u>又は</u>その保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その<u>手続</u>等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>エ～カ（略）</p> <p>キ <u>里親等のもとや児童福祉施設において生活していた</u>子どもの措置解除、あるいは他の施設への措置変更などの場合、児童相談所や児童福祉施設は、その後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもや保護者などが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のない段階的な移行支援を行う必要がある。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(5) 在所期間の延長</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この<u>手続</u>は、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。</p> <p>また、法第28条第2項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第7節～第9節（略）</p>	<p>ウ 措置の解除等について、子ども<u>もしくは</u>その保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その<u>手続き</u>等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>エ～カ（略）</p> <p>キ <u>児童福祉施設や里親等のもとで生活していた</u>子どもの措置解除、あるいは他の施設への措置変更などの場合、児童相談所や児童福祉施設は、その後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもや保護者などが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のない段階的な移行支援を行う必要がある。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(5) 在所期間の延長</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この<u>手続き</u>は、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。</p> <p>また、法第28条第2項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第7節～第9節（略）</p>

新	旧
<p>第 10 節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>1. 法第 28 条の規定に基づく承認に関する審判の申立て</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親権喪失等の審判との関係</p> <p>親権喪失等の審判により親権者等の親権が制限されている場合には、未成年後見人又は職務代行者の意に反しない限り法第 28 条の承認を経ることなく施設入所等の措置を採ることができる。このように、親権者の意向に反して施設入所等の措置を採ることを目的とする場合には、いずれの手續によっても可能である。このような場合には、保護者がその後の保護者指導に従う意欲を削がない観点から、親権喪失等の審判の請求に先立って、法第 28 条の規定に基づく施設入所等の措置により対応できないか検討し、同措置による対応が適切ではない場合や同措置を採ってもなお子どもの福祉が害される場合に、親権喪失等の審判の請求を行うことを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択する。</p> <p>具体的に、親権喪失等の審判の請求を検討する場合の例としては、2.(4)のア(ア)(イ)に掲げる場合が想定される。このように、施設入所等の措置だけでなく、施設入所後に不当な主張や行為を繰り返すことが見込まれる場合（例えば、医療行為を拒否する場合、教育や就職について協力が得られない場合）など、子の利益のために親権を制限すべき場合には、親権喪失等の審判により対応する必要がある。</p> <p>また、施設入所等の措置を採った後に、必要に応じて親権喪失等の審判の請求を付加的に行うことも考えられる。</p> <p>なお、両手續は要件が異なるほか、法第 28 条の承認手續による場合には、<u>法第 28 条第 4 項、第 6 項又は第 7 項</u>に基づく家庭裁判所から都道府県に対する指導勧告の対象となり得ること、児童虐待防止法第 12 条の 4</p>	<p>第 10 節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>1. 法第 28 条の規定に基づく承認に関する審判の申立て</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親権喪失等の審判との関係</p> <p>親権喪失等の審判により親権者等の親権が制限されている場合には、未成年後見人又は職務代行者の意に反しない限り法第 28 条の承認を経ることなく施設入所等の措置を採ることができる。このように、親権者の意向に反して施設入所等の措置を採ることを目的とする場合には、いずれの手續によっても可能である。このような場合には、保護者がその後の保護者指導に従う意欲を削がない観点から、親権喪失等の審判の請求に先立って、法第 28 条の規定に基づく施設入所等の措置により対応できないか検討し、同措置による対応が適切ではない場合や同措置を採ってもなお子どもの福祉が害される場合に、親権喪失等の審判の請求を行うことを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択する。</p> <p>具体的に、親権喪失等の審判の請求を検討する場合の例としては、2.(4)のア(ア)(イ)に掲げる場合が想定されるが、<u>このように、施設入所等の措置だけでなく、施設入所後に不当な主張や行為を繰り返すことが見込まれる場合（例えば、医療行為を拒否する場合、教育や就職について協力が得られない場合）など、子の利益のために親権を制限すべき場合には、親権喪失等の審判により対応する必要がある。</u></p> <p>また、施設入所等の措置を採った後に、必要に応じて親権喪失等の審判の請求を付加的に行うことも考えられる。</p> <p>なお、両手續は要件が異なるほか、法第 28 条の承認手續による場合には、<u>法第 28 条第 5 項</u>に基づく家庭裁判所から都道府県に対する指導勧告の対象となり得ること、児童虐待防止法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づ</p>

新	旧
<p>第 1 項の規定に基づく接近禁止命令の対象となり得ること、親権喪失等の場合と異なり、戸籍への記載がされないこと等の点で異なることに留意されたい。</p> <p>(3) 強制入所措置の期間及び期間の更新</p> <p>法第 28 条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から 2 年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や里親等に<u>委託や施設</u>に措置された子どもの訪問面接等に努めるものとする。</p> <p>しかしながら、当該施設入所等の措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者とその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（法第 28 条第 2 項）。</p> <p>特に、施設入所等の措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子どもの心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>なお、この 2 年の期間制限は、法第 28 条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第 28 条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたり子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第 28 条に基づくものから保護者の同意に基づくものに変更した場合などには、その制</p>	<p>く接近禁止命令の対象となり得ること、親権喪失等の場合と異なり、戸籍への記載がされないこと等の点で異なることに留意されたい。</p> <p>(3) 強制入所措置の期間及び期間の更新</p> <p>法第 28 条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から 2 年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や<u>施設や里親</u>等に措置<u>（委託）</u>された子どもの訪問面接等に努めるものとする。</p> <p>しかしながら、当該施設入所等の措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者とその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（法第 28 条第 2 項）。</p> <p>特に、施設入所等の措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子どもの心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>なお、この 2 年の期間制限は、法第 28 条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第 28 条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたり子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第 28 条に基づくものから保護者の同意に基づくものに変更した場合などには、その制</p>

新	旧
<p>限は及ばないものである。</p> <p>措置の解除は、措置期間が2年以内であっても可能である。その際には、本章第4節3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。</p> <p>(4) 家庭裁判所への承認の申立て</p> <p>ア 承認の<u>位置付け</u></p> <p>この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき<u>手続</u>を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 申立ての提出書類</p> <p>申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。</p> <p>(ア) 申立書</p> <p>家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）第37条第1項に基づき、申立書に申立ての趣旨及び理由を記載するほか、事件の実情（事案の概要、当事者、事実経過、親権者等による子どもの福祉を侵害する行為の内容、親権者等の態度、保護者指導の経過、親子分離の相当性等）を記載する。</p> <p>申立ての趣旨には、承認を求める措置の種類（施設類型等）を記載する必要があるが、措置を採る必要性のある複数の類型について承認が得られた事例もあることから、例えば、児童の成長に伴って、乳児院から児童養護施設への変更が見込まれる場合など、複数の類型につ</p>	<p>限は及ばないものである。</p> <p>措置の解除は、措置期間が2年以内であっても可能である。その際には、本章第4節3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。</p> <p>(4) 家庭裁判所への承認の申立て</p> <p>ア 承認の<u>位置づけ</u></p> <p>この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第239条に基づき<u>手続</u>きを行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 申立ての提出書類</p> <p>申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。</p> <p>(ア) 申立書</p> <p>家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則第37条第1項に基づき、申立書に申立ての趣旨及び理由を記載するほか、事件の実情（事案の概要、当事者、事実経過、親権者等による子どもの福祉を侵害する行為の内容、親権者等の態度、保護者指導の経過、親子分離の相当性等）を記載する。</p> <p>申立ての趣旨には、承認を求める措置の種類（施設類型等）を記載する必要があるが、措置を採る必要性のある複数の類型について承認が得られた事例もあることから、例えば、児童の成長に伴って、乳児院から児童養護施設への変更が見込まれる場合など、複数の類型につ</p>

新	旧
<p>いて承認を得ることが適当と考える場合には、複数の類型について承認を求めることも可能である。</p> <p>ただし、施設入所等の措置の必要性は認められるものの、当該申立てに係る施設類型等が不相当であることのみを理由に却下の審判がなされた場合においては、一時保護を解除することが無いよう、取扱いについて留意する。こうした場合においては、施設類型等を変更した上で、再度申立てを行うことを検討すること。</p> <p>詳細については、別添 14（様式例）を参考とされたい。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 添付書類</p> <p>① <u>子どもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</u></p> <p>② <u>親権者（子どもと別戸籍の場合）、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</u></p> <p>③ <u>都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し</u></p> <p>④ <u>上申書（審判前の勧告を求める場合）</u></p> <p>⑤ <u>委任状（手続代理人がいる場合）</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い</p> <p>家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）<u>又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合は、法第28条第3項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただ</u></p>	<p>いて承認を得ることが適当と考える場合には、複数の類型について承認を求めることも可能である。</p> <p>ただし、施設入所等の措置の必要性は認められるものの、当該申立てに係る施設類型等が不相当であることのみを理由に却下の審判がなされた場合においては、一時保護を解除することが無いよう、取扱いについて留意する。こうした場合においては、施設類型等を変更した上で、再度申立てを行うことを検討すること。</p> <p>詳細については、別添 14（様式例）を参考とされたい。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 添付書類</p> <p>① <u>子どもの戸籍謄本</u></p> <p>② <u>親権者（子どもと別戸籍の場合）、後見人等の戸籍謄本</u></p> <p>③ <u>都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い</p> <p>家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）は、法第28条第3項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重さ</p>

新	旧
<p>し、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお当該措置を採る必要があると認める場合に限られているのであるから（法第 28 条第 3 項ただし書）、継続の要否については慎重に検討する必要がある。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 家庭裁判所による指導勧告</p> <p><u>平成 29 年児童福祉法等改正法により、児童虐待を行った保護者等への指導の実効性を高めるため、家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告すること（以下「承認の審判時の勧告」という。）ができること（法第 28 条第 6 項）に加え、措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること（以下「審判前の勧告」という。）ができること（法第 28 条第 4 項）とされるとともに、審判前の勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであって、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し当該指導措置を採るよう勧告すること（以下「却下の審判時の勧告」という。）ができること（法第 28 条第 7 項）とされた。</u></p> <p><u>また、家庭裁判所は、これらの勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとされた（法第 28 条第 5 項及び第 8 項）。</u></p>	<p>れるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお当該措置を採る必要があると認める場合に限られているのであるから（法第 28 条第 3 項ただし書）、継続の要否については慎重に検討する必要がある。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 家庭裁判所による指導勧告</p> <p>家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、<u>当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県等</u>に勧告することができる（<u>法第 28 条第 5 項</u>）。</p>

新	旧
<p>なお、<u>家庭裁判所から指導勧告書の写しを保護者に送付するという運用がなされている事例もある。</u></p> <p>このため、<u>児童相談所としては、家庭裁判所から保護者への通知に加え、指導勧告書の写しの保護者への送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、指導勧告書の写しの送付が必要である旨を明確にした上で、指導勧告を求める旨の上申書を家庭裁判所に積極的に提出し、家庭裁判所はそれを踏まえて指導勧告書の写しを保護者に送付することが相当かを判断し、相当と認める場合にはこれを保護者に送付することが考えられる。</u></p> <p>ア 指導勧告を求めるケース</p> <p>(ア) <u>審判前の勧告を求めるケース</u></p> <p><u>次の事例のように、保護者によるネグレクトが続いていたため家庭裁判所へ承認の申立てを行ったが、家庭裁判所の勧告の下で実効性ある保護者指導が行われれば、家庭での養育が可能と考えられる場合などが想定される。</u></p> <p>① <u>子どもの自宅が、物が散乱し、異臭がするなど、いわゆる「ゴミ屋敷」になっているほか、電気、ガス等のライフラインが断続的に停止するなど、子どもの生活環境が著しく損なわれる不適切な養育状況が続いているが、保護者が対応・支援を拒否し続けている事例</u></p> <p>② <u>保護者のネグレクトを原因とする法第28条に基づく親子分離中に、一定期間保護者指導プログラムを受講している保護者につき、プログラムの受講完了後、更に、プログラム受講の効果を見極めるため、親子生活訓練室での宿泊や一時帰宅を実施する必要があると求めているにもかかわらず、保護者はプログラムの受講が完</u></p>	<p><u>この場合において、家庭裁判所から指導勧告書の写しを保護者に送付するという運用がなされている事例もある。</u></p> <p>このため、児童相談所としては、指導勧告書の写しの保護者への送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、指導勧告書の写しの送付が必要である旨を明確にした上で、指導勧告を求める旨の上申書を家庭裁判所に積極的に提出し、家庭裁判所はそれを踏まえて指導勧告書の写しを保護者に送付することが相当かを判断し、相当と認める場合にはこれを保護者に送付することが考えられる。</p> <p>ア 指導勧告を求めるケース</p>

新	旧
<p><u>了したらすぐに子どもを帰宅させるよう主張し続けており、法第28条第2項ただし書に基づく更新の審判に当たって、このような状態が続く限りは親子分離を続けざるを得ない事例</u></p> <p>(イ) <u>承認の審判時の勧告を求めるケース</u> 次の事例のように、保護者の行為が子どもの福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合などが想定される。</p> <p>① 保護者が虐待等を認めず、児童相談所による指導が進まない事例 ② 保護者がしつつけと称して自らの暴力の原因が子どもにあると主張する事例 ③ 保護者の虐待等の結果として子どもが深夜はいかひ、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例</p> <p>(ウ) <u>却下の審判時の勧告を求めるケース</u> <u>却下の審判時の勧告は、審判前の勧告が行われた場合において、審判後も引き続き家庭裁判所の勧告に基づく実効性ある保護者指導を行うことが有効であると考えられるときに審判前の勧告と同様の勧告を求めることが想定される。</u></p> <p>イ 上申書の提出時期</p> <p>(ア) <u>審判前の勧告を求めるケース</u> <u>審判前の勧告を求める場合は、申立前に審判前の勧告を求めるとするか検討を行い、勧告を求める場合には、原則として、申立時に申立書と併せて上申書を提出すること。</u></p> <p>(イ) <u>承認の審判時の勧告を求めるケース</u> <u>承認の審判時の勧告を求める場合は、審問や事実の調査における</u></p>	<p>次の事例のように、保護者の行為が子どもの福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合などが想定される。</p> <p>(ア) 保護者が虐待等を認めず、児童相談所による指導が進まない事例 (イ) 保護者がしつつけと称して自らの暴力の原因が子どもにあると主張する事例 (ウ) 保護者の虐待等の結果として子どもが深夜はいかひ、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例</p> <p>イ 上申書の提出時期</p> <p>審問や事実の調査における保護者の陳述や態度も踏まえ、家庭裁判</p>

新	旧
<p>保護者の陳述や態度も踏まえ、家庭裁判所に提出すべき時期を確認の上、<u>速やかに提出すること。</u></p> <p>(ウ) <u>却下の審判時の勧告を求めるケース</u> <u>却下の審判時の勧告は、審判前の勧告が行われた場合においてのみ、勧告することができることから、審判前の勧告に対する保護者の取組状況を踏まえ、勧告を求めることとするか検討を行い、勧告を求める場合には、原則として、審判前の勧告を踏まえた保護者指導の結果報告とあわせて、上申書を提出すること。</u></p> <p>ウ 上申書の様式、記載する内容 上申書には、次の内容を記載する<u>(別添 15 (様式例) 参照)</u>。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>指導勧告書への記載を希望する内容、審判前の勧告を求める場合は、その期間</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>エ 上申書を作成するに当たっての留意点 保護者指導のためには、保護者が自らの行動や認識の問題点・改善すべき点を認識できるよう、<u>勧告を行った旨の通知とあわせて、第三者的な観点から、これらの問題点・改善すべき点や、虐待等に至った経緯・背景について具体的に指摘された指導勧告書の写しが保護者に送付されることが望ましい。</u></p> <p>例えば、保護者が虐待等の原因は子どもの非行にあると主張しているものの、客観的には、子どもの非行の原因は保護者に対する反発にあると考えられる場合には、その点が記載された指導勧告書の送付により、保護者が問題を認識し、行動の改善につながる可能性がある。</p> <p>また、保護者に改善の意欲や努力が認められる場合には、改善を更</p>	<p>所に提出すべき時期を確認の上、<u>すみやかに提出する。</u></p> <p>ウ 上申書に記載する内容 上申書には、次の内容を記載する。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 指導勧告書への記載を希望する内容</p> <p>(エ) (略)</p> <p>エ 上申書を作成するに当たっての留意点 保護者指導のためには、保護者が自らの行動や認識の問題点・改善すべき点を認識できるよう、第三者的な観点から、これらの問題点・改善すべき点や、虐待等に至った経緯・背景について具体的に指摘された指導勧告書の写しが保護者に送付されることが望ましい。</p> <p>例えば、保護者が虐待等の原因は子どもの非行にあると主張しているものの、客観的には、子どもの非行の原因は保護者に対する反発にあると考えられる場合には、その点が記載された指導勧告書の送付により、保護者が問題を認識し、行動の改善につながる可能性がある。</p> <p>また、保護者に改善の意欲や努力が認められる場合には、改善を更</p>

新	旧
<p>に促すため、指導勧告書において、その点に言及されることが望ましい。</p> <p>他方、指導勧告書において、通信・面会をすることが望ましいという趣旨の記載がされた場合には、保護者や子どもの状況にかかわらず、保護者がこれに基づき通信・面会を求め、子どもの監護に悪影響を及ぼす可能性もあることから、このような可能性がある事案については、その旨を上申書に記載するなどして家庭裁判所に配慮を求めることが考えられる。</p> <p>以上のように、上申書の記載内容については、保護者指導に悪影響を与えることのないように留意する必要がある。</p> <p><u>なお、審判前の勧告は、家庭裁判所が措置の承認の申立てを承認するか、又は却下するかを判断するために必要な場合に行われるものであることから、家庭裁判所は、少なくとも申立て時点において、保護者がその児童を虐待し、著しく監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合（法第 28 条第 1 項）に該当することが明らかであれば、審判前の勧告を行うことなく申立てを承認することが見込まれ、反対に、該当する見込みがなければ、審判前の勧告を行うことなく申立てを却下することが見込まれるため、留意すること。</u></p> <p><u>また、審判前の勧告を受けて行う保護者指導の結果は、家庭裁判所の判断の一材料となるため、勧告内容は保護者指導の結果が把握しやすいよう、具体的かつ客観的に上申書に記載すること。さらに、家庭裁判所は保護者指導の期限を定めて勧告することから、上申書の作成に当たっては、その期間についても記載すること。この場合、保護者指導の結果も踏まえ、審判がなされると考えられることから、概ね 2～3 か月程度の期間を設定することが考えられる。</u></p> <p>オ 指導勧告を受けての対応</p>	<p>促すため、指導勧告書において、その点に言及されることが望ましい。</p> <p>他方、指導勧告書において、通信・面会をすることが望ましいという趣旨の記載がされた場合には、保護者や子どもの状況にかかわらず、保護者がこれに基づき通信・面会を求め、子どもの監護に悪影響を及ぼす可能性もあることから、このような可能性がある事案については、その旨を上申書に記載するなどして家庭裁判所に配慮を求めることが考えられる。</p> <p>以上のように、上申書の記載内容については、保護者指導に悪影響を与えることのないように留意する必要がある。</p> <p>オ 指導勧告を受けての対応</p>

新	旧
<p>家庭裁判所から指導勧告が行われた場合には、これを踏まえ、都道府県知事による保護者に対する勧告を行うなど実効性のある保護者指導を行うこと。<u>また、審判前の勧告が行われた場合には、勧告で定められた指導期間経過後、速やかに家庭裁判所に対して指導の結果を報告できるよう、定期的に保護者指導の経過をまとめること（保護者指導の結果報告の様式は別添 16（様式例）参照）。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 未成年後見人選任・解任の請求</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 未成年後見人選任の手続</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 添付書類</p> <p>次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。</p> <p>(ア) 未成年者（子ども等）の戸籍謄本（<u>戸籍全部事項証明書</u>）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 未成年後見人候補者の戸籍謄本（<u>戸籍全部事項証明書</u>）及び住民票（世帯全員の記載があるもの）又は未成年後見人候補者を掲げることができないことに係る理由書</p> <p>候補者が法人の場合は登記事項証明書</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続</p>	<p>家庭裁判所から指導勧告が行われた場合には、これを踏まえ、都道府県知事による保護者に対する勧告を行うなど実効性のある保護者指導を行うこと。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 未成年後見人選任・解任の請求</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 未成年後見人選任の手続</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 添付書類</p> <p>次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。</p> <p>(ア) 未成年者（子ども等）の戸籍謄本（<u>全部事項証明書</u>）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 未成年後見人候補者の戸籍謄本（<u>全部事項証明書</u>）及び住民票（世帯全員の記載があるもの）又は未成年後見人候補者を掲げることができないことに係る理由書</p> <p>候補者が法人の場合は登記事項証明書</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続</p>

新	旧
<p>児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている子ども等に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている(法第33条の8第2項<u>ただし書</u>)。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う(則第36条の28第1項)。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 養子及び養親の戸籍謄本 <u>(戸籍全部事項証明書)</u></p> <p>カ (略)</p> <p>都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない(同第2項)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第5章 一時保護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一時保護所入所の手続き</p> <p>1. 一時保護の開始</p> <p>(1) 入所前の手続き</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。(別添17)</p>	<p>児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている子ども等に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている(法第33条の8第2項<u>ただし書き</u>)。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う(則第36条の28第1項)。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 養子及び養親の戸籍謄本</p> <p>カ (略)</p> <p>都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない(同第2項)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第5章 一時保護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一時保護所入所の手続き</p> <p>1. 一時保護の開始</p> <p>(1) 入所前の手続き</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。(別添15)</p>

新	旧
<p>また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。</p> <p>なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。</p> <p>2. 入所時の手続き（略）</p> <p>3. 一時保護の継続の手続</p> <p>(1) 一時保護の継続</p> <p>一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされており（法第33条第3項及び第4項）、<u>子どもの最善の利益を確保する観点からその可否を検討する必要がある。継続が必要な場合としては、例えば、</u></p> <p>① 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申し立て又は親権喪失等の審判を請求している場合</p> <p>② 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合</p> <p>③ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合</p> <p>などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。</p> <p>一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下</p>	<p>また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。</p> <p>なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。</p> <p>2. 入所時の手続き（略）</p> <p>3. 一時保護の継続の手続</p> <p>(1) 一時保護の継続</p> <p>一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、<u>子どもの最善の利益を確保する観点から必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている</u>（法第33条第3項及び第4項）。継続が必要な場合としては、例えば、</p> <p>① 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申し立て又は親権喪失等の審判を請求している場合</p> <p>② 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合</p> <p>③ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合</p> <p>などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。</p> <p>一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下</p>

新	旧
<p>同じ。)の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、<u>平成 29 年児童福祉法等改正法により</u>、2 か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後 2 か月を経過するごとに、<u>児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされた</u>(法第 33 条第 5 項)。ただし、家庭裁判所に対して法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、<u>承認を得ることを要しない</u>。</p> <p>ここで、親権者等の意に反する場合は、法第 27 条第 4 項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める(第 4 章第 6 節 1. (3)参照)。</p> <p>なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、<u>家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい</u>。</p> <p>(2) 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認</p> <p>一時保護の期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2 か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。</p> <p>この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等が行方不明であること等により意向を書面で確認できない場合等もあること</p>	<p>同じ。)の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、2 か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後 2 か月を経過するごとに、都道府県知事は、<u>児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている</u>(法第 33 条第 5 項)。ただし、家庭裁判所に対して法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合には、<u>意見聴取を要しない</u>。</p> <p>ここで、親権者等の意に反する場合は、法第 27 条第 4 項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める(第 4 章第 5 節 1. (3)参照)。</p> <p>なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、<u>児童福祉審議会の意見を聴いた上で継続する場合には、その意見聴取の結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい</u>。</p> <p>(2) 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認</p> <p>一時保護の期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2 か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。</p> <p>この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等が行方不明であること等により意向を書面で確認できない場合等もあること</p>

新	旧
<p>から、親権者等への説明の状況、親権者等の意向等について記録する。</p> <p>親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり<u>家庭裁判所の承認を得なければならない</u>ことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向を確認できるよう努める。</p> <p>なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。</p> <p>(3) <u>家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て</u></p> <p>親権者等の意に反し、かつ、法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から 2 か月ごとに（一時保護開始から 2 か月、4 か月、6 か月等経過する前。ただし、申立てに対する審判が一時保護開始又は継続から 2 か月を超えて確定した場合は、審判が確定した日から 2 か月ごと。）<u>、その 2 か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なければならない</u>。ただし、2 か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から 2 か月以内に承認を得ることができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、<u>承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとする</u>。</p> <p>なお、<u>家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てに当たっては、必要に応じて、児童相談所に配置等されている弁護士が主体となって、適切に対応していくこと</u>。</p>	<p>から、親権者等への説明の状況、親権者等の意向等について記録する。</p> <p>親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり<u>児童福祉審議会の意見を聞かなければならない</u>ことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向を確認できるよう努める。</p> <p>なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、<u>児童福祉審議会の意見を聴く前に一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する</u>。</p> <p>(3) <u>児童福祉審議会における意見の聴取</u></p> <p>親権者等の意に反し、かつ、法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から 2 か月ごとに（一時保護開始から 2 か月、4 か月、6 か月等経過する前）、その 2 か月が経過する前に、<u>児童福祉審議会の意見を聴かなければならない</u>。ただし、2 か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から 2 か月以内に意見聴取ができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、<u>意見聴取が必要であることが判明した後速やかに意見を聴くこととする</u>。</p> <p><u>児童福祉審議会における意見聴取は、会議を開催して行うことが望ましいが、例えば、日程調整が難しいなど会議の開催が困難であるため、各委員が会議を開催しないことに同意する場合には、全委員から個別に対面や書面等で意見を聴取し、児童福祉審議会としての意見を得る方法</u></p>

新	旧
<p>ア 承認の位置付け</p> <p><u>この承認（引き続き一時保護を行った後2か月を超えて一時保護を行おうとする際の承認を含む。）は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続を行う。</u></p> <p>イ 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内</p> <p><u>家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。</u></p> <p><u>申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に連絡する。</u></p> <p><u>なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探知され、子どもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めることも検討する。</u></p> <p>ウ 申立ての提出書類</p> <p><u>申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可</u></p>	<p><u>（以下「持ち回りの方法」という。）も考えうる。この方法を用いる場合など児童福祉審議会の運営に関しては、事前に児童福祉審議会の会議の場において、運営方法、手順等について確認されたい。ただし、2回目以降の継続の場合には、会議の場で重点的に議論することが望ましい。</u></p> <p><u>意見聴取に当たっては、児童福祉審議会に、当該事案の概要（子ども、保護者や家庭の状況、家庭を取り巻く関係機関の状況等）、継続の理由、児童相談所の方針等について提示する必要がある。</u></p>

新	旧
<p><u>能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。</u></p> <p><u>(ア) 申立書</u> <u>家事事件手続法第 49 条及び家事事件手続規則第 37 条第 1 項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記入する。</u> <u>詳細については、別添 18（様式例）を参考とされたい。</u></p> <p><u>(イ) 証拠書類</u> <u>家事事件手続規則第 37 条第 2 項に基づき、申立書とともに証拠書類として、申立て事案の概要、一時保護に至った経緯、一時保護後の調査・支援の経過、子ども・保護者の状況・意向、一時保護継続の必要性等を明らかにする報告書を提出する。詳細については、別添 19（様式例）を参考とされたい。</u> <u>このほか、客観的に一時保護に至った理由、引き続いての一時保護が必要な理由等を明らかにするため、事案に応じて、次のものを添付することが望ましい。</u></p> <p>① <u>虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料</u></p> <p>② <u>虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書（必要に応じてカルテ、レントゲン写真等）、意見書等</u></p> <p>③ <u>保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等</u></p> <p><u>(ウ) 添付書類</u> <u>添付書類として(イ)のほか、以下の書類を添付する。</u></p> <p>① <u>子どもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</u></p> <p>② <u>親権者（子どもと別戸籍の場合）、後見人、現に監護する者の戸</u></p>	

新	旧
<p><u>籍謄本（戸籍全部事項証明書）</u></p> <p>③ <u>都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し</u></p> <p>④ <u>委任状（手続代理人がいる場合）</u></p> <p>(エ) <u>申立書等の提出に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>申立書等の記載</u> <u>申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要がある。</u></p> <p>② <u>記録の閲覧謄写</u> <u>家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる（家事事件手続法第 47 条）。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第 47 条第 4 項の不許可事由がない限り許可することになる。</u> <u>このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要がある。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料としない。）等により対応することが考えられる。</u> <u>また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられる。具体的には、申立書及び報告書とは別に資</u></p>	

新	旧
<p><u>料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第 47 条第 4 項のうちいずれに該当するかを記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられる。ただし、非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性がある点に注意を要する。</u></p> <p>エ <u>引き続きの一時保護の承認の申立ての際の留意事項</u></p> <p><u>2 か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う本申立てについては、2 か月以内に家庭裁判所において審理が行われることが想定されていることから、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要（保護者に対して陳述の聴取が行われること等）について説明を行うことが望ましい。また、迅速な審理を行うため、申立ての時点で、家庭裁判所が判断するために必要な資料を提出することが求められる。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要がある。</u></p> <p><u>しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、一時保護開始から 2 か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき（2 か月経過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から 2 週間）が満了して</u></p>	

新	旧
<p><u>いない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができる（法第 33 条第 6 項）。</u></p> <p><u>なお、承認の審判が出された場合、次の 2 か月はこの承認の審判の確定日から起算する（法第 33 条第 7 項）。</u></p> <p>オ <u>家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い</u></p> <p><u>家庭裁判所において申立てを却下する審判（引き続いての一時保護を認めない判断）が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき（この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から 2 週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、引き続き当該一時保護を継続することができる（法第 33 条第 6 項ただし書）。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ一時保護の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要がある。</u></p> <p>第 3 節 一時保護所の運営</p> <p>1～6（略）</p> <p>7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護</p>	<p>第 3 節 一時保護所の運営</p> <p>1～6（略）</p> <p>7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護</p>

新	旧
<p>した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（昭和 36 年 6 月 30 日児発第 158 号）。</p> <p>また、児童虐待防止法第 12 条の規定により、一時保護及び同意入所の場合にも、強制入所等の措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされた。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされた。</p> <p>このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。</p> <p>なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。</p> <p><u>さらに、平成 29 年児童福祉法等改正において、児童虐待防止法第 12 条の 4 の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できるものとされた。</u></p>	<p>した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（昭和 36 年 6 月 30 日児発第 158 号）。</p> <p>また、児童虐待防止法第 12 条の規定により、一時保護及び同意入所の場合にも、強制入所等の措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされた。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされた。</p> <p>このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。</p> <p>なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。</p>

新	旧
<p><u>このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第4節・第5節 (略)</p> <p>第6章 事業に係る留意事項 第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援措置の概要</p> <p>虐待を受けた子ども等の申出に基づき、虐待する保護者からの当該子どもに関わる住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法上の要件を満たさない又は「不当な目的」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第6項)がある場合に、市町村は住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この申出は、児童相談所長又は当該子どもを監護する<u>里親、ファミリーホーム事業者若しくは児童福祉施設の長</u>が代理することができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第7章 市町村との関係 第1節 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第4節・第5節 (略)</p> <p>第6章 事業に係る留意事項 第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援措置の概要</p> <p>虐待を受けた子ども等の申出に基づき、虐待する保護者からの当該子どもに関わる住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法上の要件を満たさない又は「不当な目的」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第6項)がある場合に、市町村は住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この申出は、児童相談所長又は当該子どもを監護する<u>児童福祉施設の長、里親もしくはファミリーホーム事業者</u>が代理することができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第7章 市町村との関係 第1節 (略)</p>

新	旧
<p>第2節 都道府県（児童相談所）と市町村の協働・連携・役割分担の基本的考え方</p> <p>1・2（略）</p> <p>3. 市町村への事案送致</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 事案を送致するに当たっては、送致先の市町村にケースの詳細な状況と面接や調査によるアセスメントの結果、緊急度の判断の結果などに関する情報を提供し、事前に十分協議を行い、相互の合意を得た上で送致することとし、原則、文書により通知すること。また、送致の際には、当該ケースに関する詳細な情報もあわせて送付すること。（別添20）</p> <p>事案送致に係る協議に当たっては、児童相談所及び市町村の双方が常に子どもの最善の利益を優先して考慮しなければならないことを認識する必要があり、調整の長期化から消極的な対応につながり、結果として子どもの命が失われるようなことはあってはならない。</p> <p>特に、児童相談所は、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、市町村が自ら対応することが困難であると判断したケースについては児童相談所が引き続き対応し、市町村に事案送致が行われることがないようにするという基本的な考え方を共有しておくことが重要である。</p> <p>また、円滑な調整が速やかに図られるよう、平素から児童相談所と市町村との間で、当該送致に係る基本的な考え方を共有するとともに、具体的な手続について、事前に定めておくことが必要である。</p> <p>(3)・(4)（略）</p>	<p>第2節 都道府県（児童相談所）と市町村の協働・連携・役割分担の基本的考え方</p> <p>1・2（略）</p> <p>3. 市町村への事案送致</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 事案を送致するに当たっては、送致先の市町村にケースの詳細な状況と面接や調査によるアセスメントの結果、緊急度の判断の結果などに関する情報を提供し、事前に十分協議を行い、相互の合意を得た上で送致することとし、原則、文書により通知すること。また、送致の際には、当該ケースに関する詳細な情報もあわせて送付すること。（別添16）</p> <p>事案送致に係る協議に当たっては、児童相談所及び市町村の双方が常に子どもの最善の利益を優先して考慮しなければならないことを認識する必要があり、調整の長期化から消極的な対応につながり、結果として子どもの命が失われるようなことはあってはならない。</p> <p>特に、児童相談所は、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、市町村が自ら対応することが困難であると判断したケースについては児童相談所が引き続き対応し、市町村に事案送致が行われることがないようにするという基本的な考え方を共有しておくことが重要である。</p> <p>また、円滑な調整が速やかに図られるよう、平素から児童相談所と市町村との間で、当該送致に係る基本的な考え方を共有するとともに、具体的な手続について、事前に定めておくことが必要である。</p> <p>(3)・(4)（略）</p>

新	旧
<p>4 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第8章 各種機関との連携 第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 里親等又は児童福祉施設等との関係</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 自立支援計画には、子どもの発達や心理的状況に応じて、子どもの傷つきからの回復をも図る内容(養育プラン)を盛り込むものとする。なお、当該プランは、児童相談所と協力の上、一定の期間(3～4か月に1回程度)ごとに見直しを行うこと。</u></p> <p><u>(6) 個々の措置を的確に行うためには、里親等又は児童福祉施設等の状況を十分把握しておく必要があるので、施設長、指定発達支援医療機関の長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。</u></p> <p><u>(7) 措置した子どもの経過を把握するため、里親等又は児童福祉施設等から子どもの養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分に図る。</u></p> <p><u>(8) 児童相談所は、措置を行う場合及び措置の解除、停止、変更、在所期間の延長を行う場合のほか退所後の援助方法等についても里親等又は児童福祉施設等と連携を図る。</u></p> <p><u>(9) 里親等に委託されている子ども又は児童福祉施設等に入所している子</u></p>	<p>4 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第8章 各種機関との連携 第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 里親等又は児童福祉施設等との関係</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個々の措置を的確に行うためには、里親等又は児童福祉施設等の状況を十分把握しておく必要があるので、施設長、指定発達支援医療機関の長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。</p> <p>(6) 措置した子どもの経過を把握するため、里親等又は児童福祉施設等から子どもの養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分に図る。</p> <p>(7) 児童相談所は、措置を行う場合及び措置の解除、停止、変更、在所期間の延長を行う場合のほか退所後の援助方法等についても里親等又は児童福祉施設等と連携を図る。</p> <p>(8) 里親等に委託されている子ども又は児童福祉施設等に入所している子</p>

新	旧
<p>どもの保護者等の状況を把握する際には各施設等の協力を得る。</p> <p>(10) <u>児童福祉施設等</u>が退所した子どもに対し相談その他の援助を行うに当たっては、児童相談所はその状況について報告を求め、援助方針会議等で検討し必要な助言指導等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 家庭裁判所との関係</p> <p>1. 家庭裁判所の位置付け</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家庭裁判所は、法第27条第1項第4号又は第27条の3により送致を受けた場合、<u>法第28条により施設入所等の措置の承認を求められた場合、法第33条第5項により引き続いての一時保護の承認を求められた場合、法第33条の7等により子どもの親権者の親権喪失等の審判を行って保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家庭裁判所に対する家事審判の申立てについては、<u>第4章第10節を参照のこと。</u></p> <p>第12節 弁護士、弁護士会との関係</p> <p>(1) (略)</p>	<p>どもの保護者等の状況を把握する際には各施設等の協力を得る。</p> <p>(9) <u>児童福祉施設</u>が退所した子どもに対し相談その他の援助を行うに当たっては、児童相談所はその状況について報告を求め、援助方針会議等で検討し必要な助言指導等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 家庭裁判所との関係</p> <p>1. 家庭裁判所の位置付け</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家庭裁判所は、法第27条第1項第4号又は第27条の3により送致を受けた場合、<u>法第28条等子どもや保護者等の意に反して援助を行う必要があるとして承認を求められた場合、法第33条の7等により子どもの親権者の親権喪失等の審判を行って保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家庭裁判所に対する家事審判の申立てについては、<u>第4章第9節を参照のこと。</u></p> <p>第12節 弁護士、弁護士会との関係</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) このため、平成 28 年児童福祉法等改正法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされ、<u>また、平成 29 年児童福祉法等改正法により、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与及び一時保護に対する司法審査の導入がなされたところであり、児童相談所は、弁護士や弁護士会と連携を図りつつ、必要となる法的対応について、適切に対応していくことが必要である。</u></p> <p>(3) 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の具体例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法、家事事件手続法などの専門領域に関する法的知識に基づき、<u>法第 28 条の措置、親権喪失又は停止の審判や法第 33 条第 5 項の引き続いての一時保護の承認の申立て等</u>の手続に関する助言・指導等（これらの申立て等の代理人としての活動を含む。） ・少年審判を求めて家庭裁判所に送致する場合における家庭裁判所との調整 ・警察からの捜査関係事項照会への対応 ・保護者が弁護士をつけた場合に児童相談所も法的に対等な立場で対抗し保護者を指導すること ・法第 28 条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等に反対している保護者や児童福祉司の指導に応じない保護者に対し法的知識を前提に説得的な指導を行うこと <p>等が考えられる。</p> <p>第 13 節～第 21 節（略）</p>	<p>(2) このため、平成 28 年児童福祉法等改正法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされたところであり、児童相談所は、弁護士や弁護士会と連携を図りつつ、必要となる法的対応について、適切に対応していくことが必要である。</p> <p>(3) 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の具体例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法、家事事件手続法などの専門領域に関する法的知識に基づき、<u>法第 28 条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等</u>の手続に関する助言・指導等（これらの申立て等の代理人としての活動を含む。） ・少年審判を求めて家庭裁判所に送致する場合における家庭裁判所との調整 ・警察からの捜査関係事項照会への対応 ・保護者が弁護士をつけた場合に児童相談所も法的に対等な立場で対抗し保護者を指導すること ・法第 28 条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等に反対している保護者や児童福祉司の指導に応じない保護者に対し法的知識を前提に説得的な指導を行うこと <p>等が考えられる。</p> <p>第 13 節～第 21 節（略）</p>

新	旧
<p>第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 必要書類</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 一時保護決定通知書（保護者用）、同解除通知書（保護者用）（<u>別添17</u>）</p> <p>⑤～⑳（略）</p> <p>㉒ 市町村への送致書（法第26条第1項第3号）（<u>別添20</u>）</p> <p>㉓（略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>第4節・第5節（略）</p>	<p>第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 必要書類</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 一時保護決定通知書（保護者用）、同解除通知書（保護者用）（<u>別添15</u>）</p> <p>⑤～㉑（略）</p> <p>㉒ 市町村への送致書（法第26条第1項第3号）（<u>別添16</u>）</p> <p>㉓（略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>第4節・第5節（略）</p>

新	旧
図 1 ～ 3 (略)	図 1 ～ 3 (略)
表 1 ～ 3 (略)	表 1 ～ 3 (略)
図 4 (略)	図 4 (略)
表 4 (略)	表 4 (略)
別添 1 ～ 7 (略)	別添 1 ～ 7 (略)

新	旧
別添 8 (様式例)	別添 8 (様式例)

新

旧

発第 号
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信
の制限を行います。

制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限を行う理由 となった事実の内容		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係 連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)		

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求がで
きなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起
算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

発第 号
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信
の制限を行います。

制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限を行う理由 となった事実の内容		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係 連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)		

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求がで
きなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起
算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

新

別添 9 (略)

別添 10 (様式例)

発第 平成 年 月 日	号 〇〇〇〇知事 印						
接近禁止命令書 (保護者氏名) 殿							
〇〇〇〇知事 印							
児童虐待の防止等に関する法律第 12 条の 4 の規定に基づき、次のとおり命令する。							
命令を受ける者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table>	住所		氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
住所							
氏名							
生年月日	年 月 日生 (歳)						
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならない。						
命令をする理由 となった事実の内容							
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで						
対象となる児童	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所又は居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table>	住所又は居所		氏名	男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所又は居所							
氏名	男・女						
生年月日	年 月 日生 (歳)						
連絡先住所 連絡先電話番号	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係 01-2345-6789 (内線 1234)						

(注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第 18 条の規定により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。
 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。
 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

旧

別添 9 (略)

別添 10 (様式例)

発第 平成 年 月 日	号 〇〇〇〇知事 印						
接近禁止命令書 (保護者氏名) 殿							
〇〇〇〇知事 印							
児童虐待の防止等に関する法律第 12 条の 4 の規定に基づき、次のとおり命令する。							
命令を受ける者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table>	住所		氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
住所							
氏名							
生年月日	年 月 日生 (歳)						
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならない。						
命令をする理由 となった事実の内容							
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで						
対象となる児童	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所又は居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table>	住所又は居所		氏名	男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所又は居所							
氏名	男・女						
生年月日	年 月 日生 (歳)						
連絡先住所 連絡先電話番号	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係 01-2345-6789 (内線 1234)						

(注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第 17 条の規定により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。
 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。
 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

新	旧
<p>別添 11～14 (略)</p> <p>別添 15 (様式例)</p> <p style="text-align: center;"><u>上 申 書</u></p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">申立人 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;"><u>上申の趣旨</u></p> <p>標記事件について、</p> <p><input type="checkbox"/> 申立てに対する審判前に、児童福祉法第 28 条第 4 項に基づく指導措置を採るべき旨</p> <p><input type="checkbox"/> 申立てに対する承認の審判がなされる場合に、児童福祉法第 28 条第 6 項に基づく指導措置を採るべき旨</p> <p><input type="checkbox"/> 申立てに対する却下の審判がなされる場合に、児童福祉法第 28 条第 7 項に基づく指導措置を採るべき旨</p> <p>の勧告を付されるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>上申の理由</u></p> <hr/> <p>記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導の必要性、内容、期待される効果 ・指導勧告を求める理由、必要性 ・指導勧告書への記載を希望する内容 (指導すべき内容、期間等) ・指導勧告書 (写し) の保護者への送付の要否 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	<p>別添 11～14 (略)</p>

新	旧
<p>別添 16（様式例）</p> <p><u>児童福祉法第 28 条第 4 項の家庭裁判所からの勧告に基づく保護者指導の結果に関する報告書</u></p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中</p> <p style="text-align: right;">申立人 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;"><u>勧告の内容</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>保護者指導の内容</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>保護者指導の効果（保護者指導の経過や保護者の現状等）</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	

新

別添 17 (様式例) <一時保護決定通知書>

殿

発第 号
年 月 日
児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第 33 条の規定により〔一時保護
一時保護を委託〕しましたので通知します。

記

児童氏名	男 年 月 日生 歳			措置番号	号
住 所	女				
一 時 保 護	場所	名 称			
	所在地				
	年月日	年 月 日			
一時保 護を 開 始 す る 理 由 と な っ た 具 体 的 事 実 の 内 容					
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として(訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。))の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、<u>家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。(児童福祉法第33条)</u></p> <p>4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。(児童福祉法第33条の2)</p>				

(注) 一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容については、児童福祉法第33条第1項に規定する一時保護の目的に照らして具体的に記載すること。

旧

別添 15 (様式例) <一時保護決定通知書>

殿

発第 号
年 月 日
児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第 33 条の規定により〔一時保護
一時保護を委託〕しましたので通知します。

記

児童氏名	男 年 月 日生 歳			措置番号	号
住 所	女				
一 時 保 護	場所	名 称			
	所在地				
	年月日	年 月 日			
開始の 理 由					
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として(訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。))の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、都道府県知事は、<u>都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求がなされている場合は、この限りではありません。(児童福祉法第33条)</u></p> <p>4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。(児童福祉法第33条の2)</p>				

新

旧

別添 18 (様式例)

<p style="text-align: center;">受付印</p>	<p>家事審判申立書</p> <p>事件名(引き続きの一時保護の承認)</p>
<p>(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)</p>	
<p>収入印紙 円</p>	<p>(貼った印紙に押印しないでください。)</p>
<p>予納郵便切手 円</p>	

<p>家庭裁判所 御中</p> <p>平成 年 月 日</p>	<p>申立人 (手続代理人など) の記名押印</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p>
-------------------------------------	--

申立人	住所	〒 _____ 電話 (_____)	
	連絡先		
	氏名		
手続代理人	住所	〒 _____ 電話 (_____)	
	連絡先		
	氏名		
児童	本籍(国籍)	〒 _____	
	住所	〒 _____	
	フリガナ氏名	平成〇〇年〇月〇〇日生 (〇 歳)	
	フリガナ氏名	平成〇〇年〇月〇〇日生 (〇 歳)	
	住所	〒 _____ 電話 (_____)	
親権を行う者・未成年後見人・現に監護する者	連絡先		
	フリガナ氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇 歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者
	住所	〒 _____ 電話 (_____)	
	連絡先		
	フリガナ氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇 歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者
	住所	〒 _____ 電話 (_____)	
連絡先			
フリガナ氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇 歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者	

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

新

旧

申立ての趣旨

児童について、申立人が平成〇〇年〇月〇〇日以降も引き続き一時保護を行うことを承認する。
との審判を求める。

申立ての理由

1 当事者等

(1) 児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考

(2) 児童の家族（児童と同居している者に加え、事案に応じて別居家族を記載）

親種	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

2 一時保護

(1) 一時保護を開始した日

平成 〇〇年 〇月 〇〇日

直近の引き続いての一時保護の承認の審判事件

あり なし

事件番号：〇〇家庭裁判所平成〇〇年（家）第〇〇号

承認の審判確定の日：平成〇〇年〇月〇〇日

(2) 当初の一時保護の必要性

ア 当初の一時保護の目的（複数選択可）

- 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る目的
- 児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する目的

イ 当初の一時保護の理由（複数選択可）

- 安全確保・緊急保護のため
- 棄児、迷子、家出した児童等適当な保護者又は宿所がなかったため

新

旧

- 虐待、放任等により児童を家庭から一時引き離す必要があったため
- 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしていた、又は及ぼすおそれがあったため
- 警察から児童について、児童福祉法第25条に基づき通告又は少年法第6条の6第1項に基づき送致があり、保護する必要があったため
- その他 ()
- アセスメント(状況把握、行動観察等)のため
- 短期入所指導のため
- その他 ()

3 引き続きの一時保護の必要性

(1) 現時点における一時保護の必要性

- 当初の一時保護の目的・理由は、現時点においても継続して認められる。
- 事情の変更があり、当初の一時保護の目的・理由とは異なる目的・理由が認められる。
(異なる目的・理由:)

(2) 一時保護継続の理由(複数選択可)

- 調査継続中
 - 児童に対する調査
 - 親権者又は未成年後見人に対する調査
 - その他関係者等に対する調査 ()
- 児童の家庭復帰に当たり協議中
 - 親権者又は未成年後見人と協議中
 - その他関係機関等と協議中 ()
- 児童に対する短期的な指導を継続中
- 親族等による引取りに当たり協議中
 - 親族等と協議中 ()
 - 親権者又は未成年後見人と協議中
 - その他関係機関等と協議中 ()
 - 児童に対する短期的な指導を継続中
- その他 ()

4 親権者又は未成年後見人の意に反すること

親権者又は未成年後見人 () は、平成〇〇年 〇月〇〇日、児童について、引き続き一時保護を行うことにつき、申立人に対し、意に反することを明らかにした。

5 小括

よって、申立ての趣旨欄記載のとおりを審判を求めらる。

新	旧																				
<table border="1" data-bbox="143 236 904 719"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="143 236 904 288">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 288 808 341"><input type="checkbox"/> 児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</td> <td data-bbox="808 288 904 341">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 341 808 394"><input type="checkbox"/> 親権者、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</td> <td data-bbox="808 341 904 394">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 394 808 446"><input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書（写し）</td> <td data-bbox="808 394 904 446">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 446 808 499"><input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書</td> <td data-bbox="808 446 904 499">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 499 808 552"><input type="checkbox"/> ()</td> <td data-bbox="808 499 904 552">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 552 808 604"><input type="checkbox"/> ()</td> <td data-bbox="808 552 904 604">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 604 808 657"><input type="checkbox"/> ()</td> <td data-bbox="808 604 904 657">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 657 808 710"><input type="checkbox"/> ()</td> <td data-bbox="808 657 904 710">通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 710 808 762"><input type="checkbox"/> ()</td> <td data-bbox="808 710 904 762">通</td> </tr> </tbody> </table>	添付書類		<input type="checkbox"/> 児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	通	<input type="checkbox"/> 親権者、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	通	<input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書（写し）	通	<input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書	通	<input type="checkbox"/> ()	通	<input type="checkbox"/> ()	通	<input type="checkbox"/> ()	通	<input type="checkbox"/> ()	通	<input type="checkbox"/> ()	通	
添付書類																					
<input type="checkbox"/> 児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	通																				
<input type="checkbox"/> 親権者、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	通																				
<input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書（写し）	通																				
<input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書	通																				
<input type="checkbox"/> ()	通																				
<input type="checkbox"/> ()	通																				
<input type="checkbox"/> ()	通																				
<input type="checkbox"/> ()	通																				
<input type="checkbox"/> ()	通																				

新	旧
<p>別添 19 (様式例)</p> <p style="text-align: center;">申立てに係る報告書</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ○○ ○○印</p> <p>申立て事案の概要・一時保護に至った経緯・一時保護の必要性</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p style="text-align: center;">一時保護後の調査・支援の経過</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>	

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>児童の状況（一時保護中の様子を含む。）・意向</u></p> <hr/> <p>* 児童の健康状態，成長・発達の状況，一時保護中の様子，一時保護継続に対する児童の意向等を簡単に記載</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>親権者（未成年後見人）・家族の状況・意向</u></p> <hr/> <p>* 親権者（未成年後見人）・家族の状況，家庭環境や一時保護継続に対する親権者（未成年後見人）・家族の意向等を簡単に記載</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>関係機関の状況・意向</u></p> <hr/> <p>* 関係機関の関わり・支援の内容，一時保護継続に対する関係機関の意向等を簡単に記載</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>引き続いての一時保護の必要性</u></p> <hr/> <p>* 申立書で選択した一時保護継続の必要性・理由の具体的な内容を記載</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>今後の支援の見通し（期間も提示）</u></p> <hr/> <p>* 今後の児童，親権者（未成年後見人），関係機関等に対する調査・支援の内容，必要な期間の見込み等を簡単に記載</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">以上</p>	

新	旧
<p>別添 20 (略)</p> <p>参考 1</p> <p>児童福祉司任用前講習会到達目標</p> <p><一般到達目標(General Instruction Objective [GI0])></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭ソーシャルワーク(ケアワーク、ソーシャルアクション等)として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])></p> <p>1. 知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークについて説明することができる ・ソーシャルワークの方法について述べるができる ・児童相談所(市町村を含める)の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる ・児童相談所の業務について説明することができる ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる ・児童相談所の他職種(心理職を含む)について説明することができる ・子どもの環境変化(一時保護時及び施設入所時等)とその影響について説明することができる ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるができる ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる ・児童相談所運営指針について述べるができる。 ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)について述べるができる ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、里親及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる ・児童福祉法及び関連法(児童虐待の防止等に関する法律、少年法など)の理念について説明することができる ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政 	<p>別添 16 (略)</p>

新	旧
<p>権限を的確に説明することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の継続性と継続性について説明することができる ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる ・子どもの精神発達の概要について述べることができる ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる ・家族機能の評価の方法を述べることができる ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べるすることができる ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べるすることができる ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について 	

新	旧
<p><u>説明することができる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護者の特性に関する評価の方法について述べる</u>ことができる ・<u>家族関係、家族力動の評価のあり方について説明</u>することができる ・<u>保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術</u>について述べる<u>ことができる</u> ・<u>アドミッションケアからリービングケア・アフターケア</u>について説明<u>することができる</u> ・<u>スーパービジョンの意味を</u>理解し、説明<u>することができる</u> ・<u>児童福祉審議会の役割</u>について述べる<u>ことができる</u> ・<u>児童福祉司として身につけるべき倫理</u>について述べる<u>ことができる</u> ・<u>関係団体の役割・機能</u>について述べる<u>ことができる</u> ・<u>行政処分やそれに対する不服審査</u>について理解し、説明<u>することができる</u> ・<u>社会的養護におけるソーシャルワークのプロセス</u>についての意義を理解し、説明<u>することができる</u> ・<u>親子関係再構築の意義</u>を理解し、説明<u>することができる</u> ・<u>就籍</u>についての手続を理解し、説明<u>することができる</u> <p>2. 態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢</u>をもつ<u>ことができる</u> ・<u>どの年齢であっても子どもの権利を尊重</u>することができる ・<u>親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーション</u>を維持しようとする態度をもっている ・<u>同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに</u>基づく意見を<u>しっかりと述べる</u>ことのできる態度を身につけている ・<u>自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴</u>などの自覚に努める ・<u>自己研鑽する姿勢</u>を持ち、必要な知識や技能の習得に<u>努める</u>ことができる ・<u>児童福祉司が遵守すべき倫理</u>に基づいて行動<u>することができる</u> ・<u>スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）</u>であることを自覚<u>することができる</u> ・<u>子どもの権利擁護実現のために仕事</u>をしていることを常に意識している ・<u>子どもの置かれた状況</u>を正しく理解し、<u>子どもの安心・安全のためにすべきこと</u>は何かを常に念頭に置いている ・<u>援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益</u>を何よりも重視し、判断を行っている ・<u>支援計画にエンパワメントの視点</u>を必ず盛り込んでいる ・<u>相談者や子どもに安心感</u>を持ってもらえる態度や言葉遣い<u>をしている</u> ・<u>他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ち</u>で相手から<u>学び</u>続けている ・<u>チーム内外の情報交換</u>を頻繁に行っている ・<u>個別ケース検討会議で決定した事項</u>を確実に実施し、<u>実施できなかった時には</u>確実に調整機関に連絡を行っている ・<u>日頃から関係機関と頻繁に連絡</u>をとり、連携が図られるようにしている ・<u>個別ケースの進捗状況や支援の効果</u>について定期的に確認し、見直しを行っている 	

新	旧
<p><u>参考 2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>児童福祉司任用後研修到達目標</u></p> <p><一般到達目標 (General Instruction Objective [GIO])></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる</u> <p><個別到達目標 (Specific Behavioral Objectives [SBOs])></p> <p>1. 知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ソーシャルワークについて説明することができる</u> ・ <u>ソーシャルワークの方法について述べるができる</u> ・ <u>児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる</u> ・ <u>児童相談所の業務について説明することができる</u> ・ <u>児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる</u> ・ <u>児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる</u> ・ <u>子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる</u> ・ <u>個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる</u> ・ <u>子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるができる</u> ・ <u>子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる</u> ・ <u>子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる</u> ・ <u>子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる</u> ・ <u>児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる</u> ・ <u>児童相談所に関する法的権限について述べるができる</u> ・ <u>児童相談所運営指針について述べるができる</u> ・ <u>子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるができる</u> ・ <u>国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べるができる</u> ・ <u>各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べるができる</u> ・ <u>児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる</u> ・ <u>児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる</u> ・ <u>児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる</u> ・ <u>児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる</u> 	

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。</u> ・<u>児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる</u> ・<u>民法における親権の理念及びその制限に関して述べる</u>ことができる ・<u>親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる</u> ・<u>社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる</u> ・<u>社会的養護に関しての費用徴収について理解し、説明することができる</u> ・<u>子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べる</u>ことができる ・<u>子どもの運動発達のマイルストーンについて述べる</u>ことができる ・<u>子どもの精神発達の概要について述べる</u>ことができる ・<u>心理検査、心理療法の適用について述べる</u>ことができる ・<u>家族機能の評価の方法を述べる</u>ことができる ・<u>地域資源とそのアクセスの仕方について述べる</u>ことができる ・<u>子ども虐待のリスク因子に関して述べる</u>ことができる ・<u>子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べる</u>ことができる ・<u>子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明</u>することができる ・<u>虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明</u>することができる ・<u>身体的虐待と事故の鑑別に関して述べる</u>ことができる ・<u>子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明</u>することができる ・<u>ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べる</u>ことができる ・<u>子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べる</u>ことができる ・<u>心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べる</u>ことができる ・<u>子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べる</u>ことができる ・<u>子どもの自立支援のあり方について述べる</u>ことができる ・<u>子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明</u>することができる ・<u>児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明</u>することができる ・<u>子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明</u>することができる ・<u>障害に関する基礎的な知識・制度について述べる</u>ことができる ・<u>障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明</u>することができる ・<u>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明</u>することができる ・<u>子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明</u>することができる 	

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <u>・保護者の特性に関する評価の方法について述べるができる</u> <u>・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる</u> <u>・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べるができる</u> <u>・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる</u> <u>・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる</u> <u>・児童福祉審議会の役割について述べるができる</u> <u>・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べるができる</u> <u>・関係団体の役割・機能について述べるができる</u> <u>・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる</u> <u>・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる</u> <u>・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる</u> <u>・就籍についての手続を理解し、説明することができる</u> <p>2. 技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる</u> <u>・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる</u> <u>・子どもの発達年齢に基づいた問題点を把握できる</u> <u>・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる</u> <u>・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる</u> <u>・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができる</u> <u>・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる</u> <u>・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題を適切に把握できる</u> <u>・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる</u> <u>・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる</u> <u>・上記の評価及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる</u> <u>・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる</u> <u>・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる</u> <u>・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる</u> <u>・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる</u> <u>・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく介入を適切に行</u> 	

新	旧
<p><u>うことができる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>触法少年・ぐ犯少年に適切に対応できる</u> ・<u>少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続ができる</u> ・<u>児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる</u> ・<u>在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる</u> ・<u>親権行使の制限等に当たり、行政手続法等に基づく適正な手続を踏まえた対応ができる</u> ・<u>児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる</u> ・<u>上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる</u> ・<u>児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を適切に協働させて対応することができる</u> ・<u>多職種により実施されるカンファレンスにおける評価、多職種連携を行うことができる</u> ・<u>保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる</u> ・<u>児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる</u> ・<u>児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる</u> ・<u>要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる</u> ・<u>相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行することができる</u> ・<u>児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働することができる</u> ・<u>社会資源の開発を行い、それを活用することができる</u> ・<u>予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる</u> ・<u>子ども虐待以外の養護相談について、市町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる</u> ・<u>社会的養護を利用する必要がある場合は、子どもに対して、その旨を十分に説明し、子どもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる</u> ・<u>社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる</u> ・<u>家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる</u> ・<u>社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる</u> ・<u>子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる</u> ・<u>里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる</u> 	

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>里親からの相談に的確にこたえることができる</u> ・<u>子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる</u> ・<u>上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる</u> ・<u>社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの養育の持続性を保障するソーシャルワークを行うことができる</u> ・<u>上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる</u> ・<u>記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる</u> ・<u>適切な記録が作成できる</u> ・<u>個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる</u> ・<u>ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる</u> ・<u>ケースの進行管理を行うことができる</u> ・<u>子どもへの移行期支援を行うことができる</u> ・<u>一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる</u> ・<u>一時保護を行うに当たり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる</u> ・<u>夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる</u> ・<u>面接等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた支援ができる</u> ・<u>被害事実確認面接を行うことができる</u> ・<u>保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせる行うことができる</u> ・<u>自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努め、子どもや保護者に対して接することができる</u> ・<u>法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている</u> ・<u>適切な調査を行うことができる</u> ・<u>精神障害の特性を理解した対応ができる</u> ・<u>外国籍の家族について対応できる</u> ・<u>育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる</u> ・<u>子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる</u> ・<u>児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる</u> ・<u>棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる</u> ・<u>未就籍児童の就籍手続を援助することができる</u> ・<u>特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる</u> ・<u>社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる</u> 	

新	旧
<p>3. 態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる</u> ・ <u>どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる</u> ・ <u>親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている</u> ・ <u>同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている</u> ・ <u>自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める</u> ・ <u>自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる</u> ・ <u>児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる</u> ・ <u>スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる</u> ・ <u>子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している</u> ・ <u>子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている</u> ・ <u>援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている</u> ・ <u>支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる</u> ・ <u>相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている</u> ・ <u>他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている</u> ・ <u>チーム内外の情報交換を頻繁に行っている</u> ・ <u>個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている</u> ・ <u>日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている</u> ・ <u>個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている</u> 	

新	旧
<p><u>参考 3</u></p> <p style="text-align: center;"><u>児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標</u></p> <p><u>児童福祉司スーパーバイザーの到達目標は、児童福祉司としての到達目標を達成していることが前提である。</u></p> <p><u><一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる</u> <u>・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる</u> <p><u><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])></u></p> <p><u>1. 知識</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・スーパーバイズの意味について説明することができる</u> <u>・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のニーズの把握の方法及びスーパーバイズ・指導の基本を述べるすることができる</u> <u>・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べるすることができる</u> <u>・バーンアウトのサインについて述べるすることができる</u> <u>・職員のセルフケアの指導方法について述べるすることができる</u> <u>・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができる</u> <u>・子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる</u> <u>・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる</u> <u>・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について解説することができる</u> <u>・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる</u> <u>・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる</u> <u>・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができる</u> <u>・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについての的確に指導することができる</u> <u>・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービス及びその背景について解説することができる</u> <u>・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる</u> <u>・家族機能の評価の方法を指導することができる</u> <u>・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる</u> <u>・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる</u> 	

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて解説することができる</u> ・<u>子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について指導することができる</u> ・<u>子どもの発達及び発達の評価について解説することができる</u> ・<u>子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる</u> ・<u>子どもの様々な状態に応じた自立支援のあり方について解説することができる</u> ・<u>子どもの評価について他の専門家に評価を依頼すべき事項、その方法を熟知している</u> ・<u>子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる</u> ・<u>身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる</u> ・<u>ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる</u> ・<u>子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる</u> ・<u>心理的虐待(家庭の中の暴力にさらされた状態を含む)を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について解説することができる</u> ・<u>子ども虐待に関する刑事手続に関して説明し、解説することができる</u> ・<u>子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる</u> ・<u>子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる</u> ・<u>法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、説明することができる</u> <p>2. 技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>スーパーバイズを受ける職員に対して、以下の事項について適切に指導することができる。</u> ・<u>ケースに対する感情を把握し、その適切な処理を行うこと</u> ・<u>子ども及びその家族機能に関するアセスメントが適切かどうかを判断すること</u> ・<u>家族及び関係者から十分な情報を収集するための計画の立て方、面接のあり方、その他情報を得ること</u> ・<u>親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握すること</u> ・<u>一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利を踏まえた適切な援助を図ることができるよう支援すること</u> ・<u>社会的養護を利用する必要がある場合は、子ども(行動上の問題や精神的問題が顕著な子どもを含む)に対して、その旨を十分に説明し、子どもから意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択すること</u> ・<u>社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを適切に伝え、協働できるよう支援すること</u> ・<u>子どもへの移行期支援に関して指導でき、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行うこと</u> ・<u>子どもの自立支援について適切な指導ができ、特に、自立・自律が困難な子どもに関</u> 	

新	旧
<p>して、施設職員や里親等と協働して自立支援を実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが社会的養護を利用している間、施設職員、里親等及び市町村等の関係者とともに、当該子どもの家庭への支援計画を立案し実行すること、及び支援過程の継続的なマネージメントを行うことを指導でき、特に、困難な事例のマネージメントを行うこと ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等のアセスメントを行うこと ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の持続性を保障するソーシャルワークを行うこと ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うこと ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うこと ・ケースの進行管理を行うこと ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談への適切な対応を指導でき、それが適切もしくは必要と判断される場合、市町村による支援への適切な移行を行うこと ・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見を聴取し、適切な連携のもとで決定しているか判断すること ・児童相談所の権限行使に関して、子ども及びその家族（困難事例を含む）に対して十分な説明が行えること ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画すること ・他機関との連携の必要性及び的確性を判断できるよう支援すること ・要保護児童対策地域協議会において、適切な連携ができているかどうかを判断し、必要に応じて連携を行うこと ・子ども虐待に関する相談を含む相談事例に関して、関係機関との連携のもとに継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行すること ・児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のあるものになるように支援すること ・管轄の地域資源に対しアクセスを行うこと ・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うこと ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うこと ・子ども虐待が疑われる事例について、情報の収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションが適切に行われているか、また、その上で、虐待の有無及びその程度を適切に評価できているかを判断すること ・児童相談所だけではなく、市町村を含めた地域の虐待対応への支援を行うこと ・非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）を含めた子どもの行動の問題に関して、適切な評価、それに基づく介入を適切に行っていること ・児童相談所の支援及び介入の方法について、子ども、家族及び関係機関に適切に説明できるよう指導でき、子ども、家族、関係機関の意見を聴取し、必要に応じて支援方法等の修正を行うこと 	

新	旧
<p>○ <u>スーパーバイザー自身が、以下の事項について適切に行うことができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング計画を作成すること</u> ・ <u>スーパーバイズの効果を判定すること</u> ・ <u>スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握すること</u> ・ <u>スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング（対処法）を助けること</u> ・ <u>スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲を持てるように支援すること</u> ・ <u>子ども及びその家族機能に関するアセスメント及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することを促進すること</u> ・ <u>社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の継続性を保障するソーシャルワークに関しての記録をレビューすること</u> ・ <u>包括的な里親支援を組み立てること</u> ・ <u>児童相談所内のチームマネジメントを行うこと</u> ・ <u>児童相談所内で適切に情報共有ができていのかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムのあり方が適切であるか分析すること</u> ・ <u>研修指導や講師をすること</u> ・ <u>ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営すること</u> ・ <u>子どもの心身の状態について適切に評価すること</u> ・ <u>虐待を受けた子ども、虐待をする家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うこと</u> ・ <u>子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行うこと</u> <p>3. <u>態度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる</u> ・ <u>どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる</u> ・ <u>児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる</u> ・ <u>親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている</u> ・ <u>スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）が上記の態度を身につけることを支援することができる</u> ・ <u>スーパーバイズを受ける職員の主体性や見解を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度を取ることができる</u> ・ <u>信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、内省に努める</u> 	